

開議の宣告

田中敏雄 議長 ただいまから本日の会議を開きます。

一般質問

田中敏雄 議長 日程第1、一般質問を行います。

通告により、質問は順番をもって許可いたします。

佐藤徳雄 議員

田中敏雄 議長 9番佐藤徳雄議員に発言を許可いたします。

9番佐藤徳雄議員。

【9番（佐藤徳雄議員）登壇】

9番（佐藤徳雄議員） おはようございます。ニューウェーブの佐藤です。

雪もちらついて、ぴりっと締まっていい天気と解釈します。

では、通告に従いまして始めたいと思います。

1番目、新市計画、地域局と分庁形式の今後についてお伺いします。

都市計画基本図作成も進み、いよいよ新市の将来図が描かれようとしています。これだけ広大な行政区において、均等な行政サービスを行うためにも、現地域局のような窓口業務、充実した施設はぜひ必要と思います。財政的にも本庁建設は数年後と思われるので、お伺いします。

しかし、地域局庁舎によっては、耐用年数の近づいたもの、老朽化したものが見られるようです。職員の安全・安心面からも早目の対応が必要だと思われます。都市計画将来図策定に当たっては、合併協での合意事項である本庁の位置、全地域の均等ある発展、地域ゾーン割等々をどのような位置づけとして反映されるのか。これらのことから、一極集中は避けなければならないし、組織、経済においても、周辺地域の活性化なくして中央部の活性化もないと思います。今後の地域局体制と分庁組織も絡めた市長のお考えを伺います。

大きい2番に入ります。

国体競技開催に当たり、我が市にもホッケー、ボウリング、軟式野球、バレーボールなどで全国から1,000人以上の人が来られるようであります。スムーズな競技大会運営はもちろんですが、秋田セカンドシティ横手を全国にPRできる絶好のチャンスと考えるが、何かお考えはあるでしょうか。また、日本最大のスポーツイベント、国体へのボランティア参加者に対し、きつといい思い出になるであろうスギッチのバッジの配布を考えられないかお伺いします。10万人市民が一体感を持てるいい機会と思うし、新市建設に当たってもいい影響をもたらすと思いますが、いかがでしょうか。

通告にはございませんが、国体をずっと見ていて、心のこもった接待はもちろんですが、設備の面で

ちょっとお伺いしたいことがございますので、質問したいと思います。

軟式野球についてですが、会場は平鹿球場、大森球場、スタジアム大雄で行われます。そこで、3球場のうち、メイン球場であります平鹿球場にだけ、点数掲示板、電光掲示板が整備なされておられません。新横手市合併後初めて行われる全国最大のスポーツイベントであり、全国から来る選手や観客、3球場同じ条件で対応できるよう整備すべきと思いますが、市長のお考えを伺います。

大きい3です。防災についてお伺いします。

ここをおかりしまして、被災者の皆様には心からお見舞い申し上げます。また、災害時において、スーパーストア、近隣住民皆様の炊き出し、消火支援等のボランティア活動に衷心より感謝を申し上げたいと思います。

それでは、早速質問を行いたいと思います。

近ごろなかった5棟もの被害を受けた平鹿地域の火災、住宅密集地の消火活動について、消防システムをお伺いしたいと思います。

まず、通報され、119番が鳴ります。災害の種別の決定、予告指令、出動準備、地点決定、出動隊編成、車両の種別、台数等、そして出動指令となっております。また、災害地点付近の支援情報、交通規制や消防水利など、までがシステム化されているようですが、予測できない事態が起きるのが災害現場だと思えます。

以上のことを述べ、次の事柄を問いたいと思います。

現場の指揮は、実情を把握し、消防水利の確保、支援要請、地域消防団への指示などを行う指揮権はどのようなシステムになっているか。現場では統率された消火活動が必要だと思うし、このことから防災は現場第一主義とし、臨機応変に自主行動のとれるシステムが有効と思われませんが、いかがでしょうか。この火災での消防活動の総括と今後の防災について対応を問います。

以上で壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。

田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 お答えを申し上げたいというふうに思います。

まず1点目の都市計画の部分、あるいは地域局と分庁形式の今後についてというお尋ねがございましたが、合併協におきまして、その折の新市建設計画の中で、新しい庁舎につきましては、合併後5年以内に検討機関を設置いたしまして、住民の利便性や行政の効率化、健全財政の維持などを勘案しながら建設を目指しますと、このように書いておるところでございます。この検討を行う委員会設置につきましては、平成19年度当初予算に計上しておるところでございます。

検討機関においては、庁舎建設の必要性についても検討することとしておりますので、現在の地域局体制や分庁組織のあり方についても、当然ご議論いただくことになるわけでありまして、これらの議論の推移を参考にしながら、短期的な対応ができるものと地域的な対応が必要なものを見きわめまして、平

成20年度には、よりよい庁舎体制への方向づけというものをしたいというふうに考えているところでございます。

また、ご指摘ございました地域周辺の活性化なくして中央部の活性化もないとお考えについては、趣旨は理解できるところでありますし、そういう多くの声も聞いておるところでございます。新年度の新たな地域活性化施策といたしまして、元気の出る地域づくり事業を1億円ほど新規予算計上いたしております。この事業実施によりまして、各地域の特性を生かし、地域のために必要とされる事業を地域みずから提案、実行することにより、元気な地域づくりがなされ、ひいては横手市全体が活性化されることを期待しておるところでございます。

2つ目の大きな項目に、国体競技についてのお尋ねがございました。

1点目の、セカンドシティ横手を全国にPRできる絶好のチャンスと考えると、こういうことでございますが、全くご指摘のとおり、私も横手市のすばらしさを売り込む絶好の機会と考えておるところであります。横手市の国体開催方針にも掲げておりますが、温かいもてなしの心を発揮した横手らしさを全面に出しながら、合併によってバージョンアップした横手市をアピールしてまいりたいと考えております。

具体的には、各競技場に設けられます心のふれあいの場での特産品のおもてなしであったり、郷土芸能の披露であったり、また、売店ブースでの地場産品の販売などに取り組みたいと考えております。心のふれあいの場については、各地域の国体推進組織が中心となって、企画立案、運営までを担当いたします。地域の特性を生かしたおもてなしを通じまして、全国から訪れる方々へ横手市のすばらしさをアピールしていただけるものと期待しておるところであります。

また、特産品につきましても、関係団体や庁内の物産関係部署と連携して、地場産品の販売を主体とした売店ブースを各会場に設置しながら、全国に情報発信してまいりたいと考えております。

この項の2つ目に、合併後、市民が丸となれるいい機会と思うというご指摘がございました。合併後2周年を迎える形で国体の開催となるわけでありますので、議員がご指摘なされましたとおり、市民の総力を挙げて国体運営に臨むことが、新市としての一体感をさらに醸成できるものと考えております。

今、横手市の国体開催方針に掲げます「新しい活力を創造しながら、感動あふれる大会づくり」という一つの大きな目標に向かって動き出しております。全市を対象とした市民運動の展開や、競技会場を中心とした地域の方々の取り組みが融合することによって、連帯感が生まれ、好ましい人間関係を培い、より豊かで住みよいまちづくりに貢献できるものと大きな期待をいたしております。一層市民運動の推進に努めてまいりますので、引き続いてのご支援、ご協力をお願い申し上げたいと思います。

この項の3つ目に、ボランティアに対して記念バッジの配布をというようなご提案がございました。本大会用のスグッチをモチーフにいたしました横手版の記念バッジを作成いたしまして、支給することにしてございます。支給対象は、本大会などのボランティアを初めとする市民協力員や実施本部員、選手、役員などの競技関係者で、総数は4,000個を予定いたしておるところでございます。また、障害者

スポーツ大会についても、約1,000個予定をいたしております。

通告にはございませんでしたが、国体開催に関連いたしまして、設備の面でのお尋ねがございました。これは本日最後に7番議員からご質問いただいている項でありますので、答弁はどういたしましょうか。

【「7番議員で」と呼ぶ者あり】

五十嵐忠悦 市長 はい、7番議員さんに答弁させていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

3番目の防災につきましては、担当の方から答えさせたいと思います。

以上であります。

田中敏雄 議長 消防長。

中山榮治 消防長 私からは防災についてでございます。

去る2月17日、平鹿地域局管内において発生しました建物火災に関する防災体制につきましてお尋ねがありましたので、お答えをさせていただきます。

出火場所並びに出火原因については、既に判明しておりますことは議員ご承知のことと存じます。出火時刻につきましては、警察との合同調査によりまして、現時点においては16時30分ころとしております。通信指令システムによりまして、119番通報が入った時点において、自動的に通報時刻が記録されるようになっておりますので、今般の119番通報の第一報は、16時43分となっております。通信員により出火場所の確定後、直ちに出勤指令を発しており、同指令の3分後には消火活動を行っておりますので、この点につきまして、ご理解をいただきたいと思います。

次に、出勤体制についてでございますが、出勤します車両につきましても、指令システムに組み込まれております。したがって、横手市内どの地域において発生しても出勤します台数には変わりがございます。今火災については大規模火災と判断をいたしまして、救急車を含む車両16台、職員47名をもって火災防御活動を行っておりますのでございます。

当日の平鹿分署における現場活動の状況についてでございますが、勤務職員は5名でありまして、タンク車に2名、ポンプ車に3名乗車し出勤。タンク車は出火建物直近、ポンプ車は防火水槽にそれぞれ配置後、タンク車からは1口といたしますが、第1栓のホース、ポンプ車へタンク車から補給を完了しました時点において2口目、2栓目を放水してございますので、この点ご理解をいただきたいと思います。

それから、非番職員についてでございますが、居住します各署所に駆けつけることとしております。したがって、平鹿地域局管内に居住します職員は、平鹿分署に駆けつけまして、防火衣を着用後、現場に駆けつけまして火災防御に当たると、こういうことでございます。また、状況に応じまして、自宅から現場が近い場合は、直接現場に駆けつけまして、各車両に積載しております予備の防火衣を着用し、現場活動を行うことと取り決めしてございます。

消防団へのかかわりについてお尋ねがございました。今般の火災においては、団長を中心として統率のとれました火災防御活動を行ってございます。今後ともお互いの連携のもとに火災防御活動を行って

いくことといたしますので、よろしくお願い申し上げます。

今回の火災を受けまして、火災防御に関する検討会を行うよう指示したところでございまして、その結果についての報告書が上がってきておりますので、この報告書を踏まえまして訓練を重ねてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

田中敏雄 議長 9番、佐藤議員。

9番（佐藤徳雄議員） ありがとうございます。

1番目の問題に対して、老朽庁舎の件はよろしくお願い致します。当然組織組みかえ等も考えなければいけないと思いますが、その辺もよろしくお答えください。

それと、国体に関しては言うことはありません。よろしくお願い致します。

防災について、一言伺います。

ことし8名の消防士の採用がございまして。それらの訓練等、体制がどのようになるのか。今後、団塊の世代の人たち、また経験豊富な消防士の方々が抜けるということは、大変大きな問題になると思いますが、その辺をひとつ伺いたいと思います。お願いします。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 失礼をいたしました。2点お答えを申し上げたいと思います。

まず、老朽庁舎の問題であります。老朽化している庁舎が少なからずあるというのは承知しているところでございまして、新しい庁舎の検討の中で、建てるとするならば、あるいはしないとしても、現在の庁舎の老朽化の進捗状況によっては、その問題と当然連動するわけでありませぬけれども、どういうふうに入っていくかという問題は当然発生するというふうに思っております。地域局庁舎それぞれによってさまざまありますので、きょうのこの段階で申し上げるわけにももちろんまいりませぬけれども、いずれ地域における行政事務の第一線の窓口でありますので、その機能がしっかり果たせるようなものに、やはりしていかなければいけないだろうというふうに思います。そういう意味では、庁舎の老朽化した部分の改築で済むものなのか、あるいは新たにつくらなきゃいけないものなのか、その辺はよく財政状況等も勘案しながら検討してまいりたい、そのように思う次第でございまして。

なお、組織の組みかえというふうなご指摘でございましたが、本庁のあり方、あるいは地域局での事務のあり方全般というふうにとらえた場合には、職員の数これから大きく減っていくわけでございますので、その中で仕事の分担の仕方、これは相当深い検討をしなければいけないだろうというふうに思っている次第でございまして。今のような少子高齢社会がますます浸透するのではないかとというふうな懸念を持つ中で、しかし事務事業そのものはさほど減るとは思えない。そういう中で、職員数は確実に減りますし、総人件費をコストとして減らしていかなきゃならないという考えを持っておりますので、やはり仕事のあり方、サービスの提供の仕方、分担のあり方、もっと言えば本庁と地域局のかかわりというものは、もっと踏み込んだ検討と議論をしていかなきゃならないだろうというふうに思っている次第で

ございます。その辺につきましては、考え方が煮詰まり次第、皆様にお知らせし、ご意見をちょうだいしたいなというふうに思っている次第でございます。

以上であります。

田中敏雄 議長 消防長。

中山榮治 消防長 職員の採用と、それから団塊の世代の退職の対応についてのお尋ねがございました。

まず最初に、職員の採用についてでございますが、今、議員おっしゃられたとおり8名採用してございますが、この方につきましては、まず4月1日に採用ということになってはいますが、その場合に、採用する前に一定の、例えば消防の仕組みといいますか、そういうことについての勉強会をしてございます。そして、4月採用後直ちに勤務につけるわけではなくて、1カ月間教養訓練を行いまして、その後、8名一度に消防学校へ入校するわけには、ちょっと消防力の低下も来しますので、4名ずつに分けて消防学校へ半年間入校させて、消防と業務ができるように訓練をさせていただきます。

それから、団塊の世代の退職の対応についてでございますが、今、私たちも大変大きな問題でございまして、国の方の通知によりますと、再雇用制度を行って、職員を、例えば6カ月間とか1年でもいいですが、消防学校へ行く間にその方々を再雇用してはどうかというような通知がございまして。それらも検討しておりますが、もう一つは、前倒し採用というふうな形での採用で、一定期間、職員は増えるわけですが、その後徐々に戻しながら、大きな変動がない、消防力の低下を来さないような採用の方法も考えてございますが、いずれにしろ今、最終的な検討の段階に入っておりますので、その検討の結果につきましては、皆様方にお示しをしまして、何とかひとつご理解をいただきたいなということで、今考えているところでございますので、よろしくお願いたします。

田中敏雄 議長 9番佐藤議員。

9番（佐藤徳雄議員） 市長申しましたことはわかりましたが、庁舎によっては43年、46年、47年、耐用年数がすぐのもございます。それに対する対応をというのは、やはり取り壊しか、そういう感じになるとは思いますが、その辺です。

それから、百人検討委員会について、何か本所があるやなしやの問題とお伺いしましたが、そうですか。建てた方がいいか、なくてもいいという結論を出すような委員会ですか。きのうはそう聞きましたが、それについてお伺いします。本庁問題に対しては、やはり合併協でたたかれた面が多数あると思いますが、しっかり提示して結論を仰ぐような体制を整えるべきかと思えます。それに対してのお答えをちょっと。

消防長に対してお聞きします。

体制的にはわかりましたが、駅前から撤退、統合云々が出てはいましたが、駅前にはやはりあるべきと思えます。何か思案があって統合ということだと思えますが、その辺と、あと消火活動については納得したつもりですが、防災について指揮系統は、やはり大切だと思いますので、現場主義、初動活動について何かお考えがございましたらお聞きしたいと思います。

それと、ちょっと気になったことがございますので、お聞きしたいのは、支援情報の件で、大変見ていた人がおありまして、交通規制がなされたとは思いますが、なされるのが遅かったとか、水がちょっと遅かったとか、ちらっと聞いていますので、その辺、何か理由がございましたら。私は、M2の国営水路が工事中なので、私も忘れていましたが、その辺でおくれたのではないかなとは言うておりますが、ちょっと水管理の方と交通整理だけで結構です。防災について少しお話ありましたら、お聞きしたいと思えます。よろしくお願ひします。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 合併協議会においては、附帯文書の形で、建設するに際してはというふうなことは文書として残しておありまして、これを百人委員会にしっかり伝えるということにいたしておあります。合併協議会において建てることを決めてるわけではなくて、それは新市にゆだねられた話であるというふうにお思ておありますので、そういう表現をいたしたところであります。すべては新しい横手市の中で、議会との協議の中で、審議の中で決まるものだというふうにお思ておる次第であります。

田中敏雄 議長 消防長。

中山榮治 消防長 第1点の交通規制についてでございますが、火災が発生した時点で、警察とはホットラインで結ばれてございますので、火災の場合は直ちに警察の方に連絡をすることになっておありますので、警察の方で交通規制がされると、こういうふうには私はお考ておあります。

それから、水利の関係についてでございますが、議員ご指摘のとおりでございますが、今、工事中のため水が少ないということは承知してございますし、うちの方へも工事届けがございます。したがいまして、我々の指令では、タンク車を活用することと、それから防火水槽に部署するということの指示をして水利に当たってございまして、その後、分団から水の補給を受けておありますので、まず大過なく行ったと思ておる次第でございますので、よろしくお願ひいたします。

菅原 恵 悦 議員

田中敏雄 議長 17番菅原恵悦議員に発言を許可いたします。

17番菅原議員。

【17番（菅原恵悦議員）登壇】

17番（菅原恵悦議員） 皆さん、おはようございます。会派あさひの菅原です。

きょうの朝、私が議員になって初めてうちの奥さんに、頑張ってこいよと言われました。大変うれしかったな。来る途中も雪でしたから、大分長くかかるのかなと思たら、道路もスムーズに、きょうは朝、出だしがよかったなという思いを持ちまして、そうした一般市民の思いを込めながら、行財政改革と意識改革として、基本的な政治姿勢について3点ほど質問をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

合併をして1年と6カ月、これまで市長の考え、あるいは政策を執行する手法などを拝見してまいり

ました。市政に対する、あるいは物事に取り組む熱意、それを感じる一方で、考え方や物事のとらえ方、そしてそれに対する意識といいますが、私とは相当の違いがあるなというふうに感じているところがあります。一人一人その考え方に違いがあるのは当然としても、この時期に私も市議員という立場で行政に携われたことを誇りに思い、またその責任をしっかりと果たしたい。そんな思いで少しでも市長と意思の疎通が図れれば幸いと思ひまして、一般質問をいたしたいと思ひます。

最初に、横手市集落営農経営安定化推進事業についてであります。

施政方針では、平成17年10月に国からの大綱が発表されて以来、それぞれの対策について推進してきた結果、平成19年度のスタートは、集落営農組織66、個別担い手500人、対象面積は6,200ヘクタール、全水田面積の約40%を見込んでおるようであります。そして、平成22年には加入率70%を目標にしたい、それを進めてまいりたい、こういうふうにしております。

特に、集落営農組織には作付誘導をしながら安定的所得確保を推進するために、JAの選択した作物をおおむね1ヘクタール以上、新規作付した場合に10アール10万円の助成金が示されております。これは、集落営農組織を推進しようとする市の熱意とも受け取れます。市の単独助成としては、これまでにない大きな助成金でありますから、対象となる営農集落の組織には大いに活用していただいて、所得の確保に結びつけてほしいものと思ひます。

しかし、この予算が上程された時点での説明では、例えば面積が増加した場合、あるいは少なくなった場合、その増減に対する予算の見通しについては説明されませんでした。そこで、お尋ねをいたしますけれども、1つは、どのような会議の中で、どのような内容でこれが決定されてきたか、その経緯についてであります。

2つ目は、平成19年度は26組織を見込んでの予算となっておりますけれども、聞き取りをしておいた予算計上であれば、そんなに増減がないものと思ひます。しかし、面積の増減があった場合にこの予算はどう変わるのか。また、来年度以降立ち上げた集落営農組織にもこのような助成金は考えているのか。

3つ目に、集落営農組織には5年以内に農業生産法人となる計画書の作成が必要であります。この助成金を活用する組織に対しまして、市としては法人化までの集落営農組織づくりをどのように指導、推進していくのか、お伺いをいたします。

4つ目は、おおむね1ヘクタール以上新規作付とありますが、この新規作付とはどのような場合を該当にしているのか。

5つ目は、これまでに例のない10アール10万円という助成金ですから、その用途については相当議論、検討されたものと思ひます。助成金の使用に対する制約はあるのかどうか、お尋ねをいたします。

次に、政策事業枠予算についてお伺いをいたします。

本年度の予算編成は、枠配分方式による分権型予算編成を導入し、財源には限りがあるという共通認識のもと、市民ニーズの把握に努め、創意と工夫により編成を行ったと述べております。大変厳しい財政状況の中、重点政策予算枠として、横手市総合計画やマニフェストに基づく政策事業枠を創設し、そ

の中から株式会社横手産業支援センターに平成19年度6,000万円、次年度からは3,500万円を4年間、平成23年まで助成を継続して再生を図りたいとの考えをお聞きいたしました。

これまでの経緯は別といたしまして、私が議員となってから知らされている限りでは、平成18年度に発芽玄米の処理はほぼ終了する、あるいは4年目から自立に向けての取り組みがなされるだろう、そのように私は受けとめておりましたので、3月19日の観光産業振興特別委員会、そして20日の議案説明会での、支援センターに対する継続的な補助を5年間もしなければならぬということには大変驚いたところであります。これまで取り組んできたその努力を考慮しながらも、よくよく考えたとき、果たしてこれが市政発展に産業支援センターは必要なのか、私は疑問に思えてなりません。

また、株式会社横手産業支援センターの平成19年度から23年度までの収支計画書を拝見いたしました。これを見ますと、19年度、発芽玄米を約12トン仕入れ、約35トン売る。20年度からはアスパラ、ギャバを2トンずつ販売し、そのほかは受託事業などのようであります。

一方、借入れについては、平成19年度から23年度までに返済をする。その財源は全額横手市からの補助金で支払われる計画となっております。地域経済の活性化や雇用の創出を図ることを目的としながら設立された会社と聞いておりますけれども、こうした資料等を見る限り、この先そうした目的に沿えるような期待の持てる株式会社に育つとは私は思えません。

そこで、1つ目には、このような状況下でも市税を使ってまで継続させたいという市長の考えをいま一度お伺いいたします。

2つ目は、支援センターがこのように厳しい経営状況になったことは、市長はいつごろ知ったのでしょうか。そしてこうした状況になってから、この会社経営に積極的に市長はみずから経営指導などを行っているのでしょうか。もし指導していたとしたら、どんなことかお伺いをしたいと思います。

次に、不透明な予算執行の是正をということでお伺いをいたします。

この定例議会の初日、2月26日ですけれども、副市長を全会一致で可決されました。お祝いを申し上げますとともに、横手市の会計課長でありましたから、市長のよき相談相手となり、市政にその手腕が発揮されることを期待しております。

ちなみに、昨今、タウンミーティングのやらせなどを初め、その費用の使い方、あるいは国会議員の事務所費問題、そして地方議員の政務調査費が大きく取り上げられ、報道されるようになりました。報道によりますと、政務調査費は、地方議会の活性化を目的に地方自治法を改正し、2001年度から導入されたようであります。そんなに長い期間の経過をせずに問題となっておりますのは、会議費や事務所費など、大まかな支出項目に分かれているだけで、多額の税金を使用しながら、その使途が不透明なことから、今の社会情勢からして到底国民の理解が得られないという現実があるようです。しかし、こうした問題については、人それぞれの考え方に違いもありますし、法律や条例に沿って、報告で何ら問題なしとする一方、これからについては検討が必要だと、こうも言われております。政治と金に厳しい世論が背景にありながら、報道を見聞きする限りでは、今すぐ改革するという状況にはなっておりません。

なぜこれほど行財政改革を叫びながら、国あるいは地方議員みずからは是正できないのかという疑問が持たれます。

しかし、県・国の問題は私どもにはどうこうできませんし、県・国はどうであれ、この横手市においてはこうしたことはあってはならないことと思います。また、一般市民から見てわかりづらい、あるいは不自然だと、そう思われるようなものは、気づいた時点からは正していくべきものと考えております。

そこで、お伺いをいたしますけれども、私から見では不透明だと思って、これまで何回か指摘し、質疑をしてみました。したがって、ここでは詳しく申し上げますけれども、条例の1,736ページから1,737ページの中にあるポスター作成に当たっての企画デザイン料とされる30万1,875円について、市長はどのように受けとめているかお伺いをいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。よろしくご答弁お願いいたします。

田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 まず1点目でございますが、行財政改革と意識改革という大きなタイトルの中で、3点お尋ねがございましたうちの1点でございます。

ことしの4月から始まります経営安定対策についての考え方でございます。国の経営安定化対策事業というのは、あくまでも水稻、大豆、麦を対象とした経営支援対策でありまして、市ではそれとともに所得の見込まれる複合経営を推進しております。集落営農組織が所得を安定できる営農を展開し、法人組織につなげていってもらいたいというふうに考えております。

現在計画されている集落営農組織の形態であります。水稻だけに取り組む組織は28組織、転作だけに取り組む組織が1組織、これは大豆のみであります。両方に取り組む組織、稲、大豆であります。25組織というふうになっております。水稻だけに取り組む組織を除きますと、26組織となるわけでありまして、したがって、当初では26組織を予定しておりますが、今年度中にこの対象組織が増加する場合は、予算の増加も考えていきたいというふうに思っているところでございます。

なお、詳細な質問が幾つかございましたので、これについては担当の方から答えさせていただきたいというふうに思います。

2つ目に、政策事業枠予算についてのお尋ねがございました。横手産業支援センターに対する助成についてのご質問でございました。2つあったわけでありまして、まずこれにつきましては、昨日のご質問に答える中で、合併前の旧横手市におけるこの事業にかかわる積極的なかわり、それについての当時の市長としての私の判断の誤り、これを皆様におわび申し上げたところでございます。

その折に、産業支援センターの存続を前提とした向こう5年間の計画というものを少しお示したところでございますが、これにつきましては、産業支援センターという株式会社、第三セクターの存続を図ることが決して目的ではなくて、そういう機能を残す必要性があるという趣旨で申し上げたつもりでございました。したがって、産業支援センターそのものの存続に拘泥しているわけでは決してござ

いませんで、産業支援センターの組織そのもの、会社そのものを平成19年度において、なるだけ早い機会にその役割、機能の見直しを図ることは大いに必要なことだというふうに思っておりますので、そのような形で進ませていただきたく思う次第でございます。

2つ目に、支援センターの経営悪化にかかわるご質問でございましたが、これにつきましては、初代の社長であります者が本省に帰任するあたりから、当初の見込みと大幅にずれているという認識をいたしておりました。その後、現在の社長にバトンタッチされる中で、新たな役員体制、取締役体制も組みながら、逐次報告を受けながら、その営業活動の支援と申しますか、発芽玄米事業の営業活動に積極的に頑張って取り組むようにというような指示を、その都度出してきたところでございます。しかしながら、思ったとおりの営業展開ができず今日に至っているということでありまして、そういう意味での指導も及ばなかったことに対しては、大変申しわけなく思っている次第であります。

ご質問の3点目に、不透明な予算執行の是正をというふうなお尋ねがございました。それについて、まず基本的な考え方を申し上げたいというふうに思います。

当たり前の話でありますけれども、予算の執行というのは、法令の定めるところによって、また予算の定めるところに従って行わなければならないものですので、条例や規則を含めまして、法令に違反する予算の執行というのは行うことができないのは、これは当たり前のことでございます。また、法令や予算に従っていても、支出の根拠に不透明なものがあるとすれば、それは根拠を明らかにし、適正な支出であるのかを判断しながら、予算の執行には適正を期している、こういうことでございまして、そういう意味では、全般的な予算執行の適正化というものをしっかりと図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

具体的にお尋ねがございました選挙の公費負担についてでございますが、公明選挙推進ということから、選挙費用軽減によりまして、だれでも立候補できる制度として、公職選挙法に基づき、市が条例で定めたものでございます。この条例による金額は、公職選挙法施行令で定められた金額でございまして、公費で負担する金額の上限を定めております。ポスター作成の公費負担につきましては、規定では510円48銭にポスター掲示場の数を掛けるということ、30万1,875円を加えた額が基準になっておりますが、このいわゆる30万1,875円が印刷費以外の企画デザイン料に相当するものでございまして、ポスターのデザイン、写真の撮影、版の作成などに要する費用に相当するものでございます。

ポスターの作成は、候補者本人と業者との間の契約で行われますが、市からのポスター印刷費の助成は、候補者からの申請によりまして、選挙管理委員会の審査を経て業者に支払われます。したがって、候補者からの申請が契約内容も含めて適正であり、規定の限度額の範囲内であれば支払いができるものでございます。

なお、候補者がポスターを作成する際には、限度額全額を使わなければならないということではなく、限度額の範囲内であればよろしいということになっておるところでございます。

以上でございますが、個別具体的な部分もございましたので、担当の方からお答えをさせていただきます。

たいと思います。

以上であります。

【「議長」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 答弁をさせますので、一通り。

助役。

石川耿一 助役 ただいまご質問の中に産業支援センターの件がありましたので、役員となっている関係からご説明をしたいと思います。

産業支援センターにつきましては、19年度をもって廃止することも視野に入れまして検討してまいって、平成19年の早い時期に方向を定めまして、皆様方とまたご相談をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

田中敏雄 議長 産業経済部長。

阿部充 産業経済部長 19年度の転作に関します市の助成についてのお尋ねが具体的にありました。横手市明るい農業農村改革推進計画ということで19年度進めていくわけですけれども、この点について5点のご質問がありました。お答えしたいと思います。

まず第1点目ですけれども、集落営農経営安定化推進事業についてのご質問です。どのような会議の中で、どのような内容で決定してきたのか、その経緯についてというご質問でありました。この件につきましては、18年度におきまして、横手市の農業総合指導センター等々について19年度からどのような対策を講じていくかということで、いろいろ議論を深めながら検討されてきたものであります。その結果、全体的に5項目から成ります横手市明るい農業農村改革推進計画ということで計画をご提示申し上げたところであります。その中で一番ウエートを占めるのが、やはり集落営農の推進ということになるかと思えます。

その集落営農に関しての助成ですけれども、26組織を見込んでいるということのご質問でありましたけれども、市長がお答え申し上げましたように、もし面積といいますが、対象組織がふえた場合ですけれども、市長の答弁にありましたように、予算措置を講じていきたいと考えております。組織がふえたから10アール当たりの単価を引き下げる、そのような考えは持ってございません。

3点目ですけれども、集落営農の法人化といいますが、この助成金を活用する組織に対して、市として法人化までの集落営農組織づくりをどのように指導、推進していくのかというご質問でございます。法人化に向けては、やはり安定した所得の確保、これが必要と思われれます。そのためには、米、大豆のみならず、いろんな部分で複合経営を推し進めていく必要があるんじゃないかなと考えております。また、経理の一元化といいますが、これが絶対条件でありますので、その経理の一元化がスムーズに行えるよう、これも指導していきたいなと考えているところであります。それぞれ集落によって事情が異なると思われれますので、それぞれの集落の事情によって相談に応じながら、法人化に向けて指導をしていきたいと考えております。

それから4点目ですけれども、おおむね1ヘクタール以上、新規作付ということのご質問であります。農協では、アスパラガス、エダマメ、トマト、ソラマメ等13品目をメジャー拡大作物として位置づけております。集落営農におきましては、このメジャー拡大作物を1ヘクタール以上作付した場合、市で独自に10アール当たり10万円助成しようという内容であります。これは、あくまでも新規作付という条件になります。やはりさっき申し上げましたとおり、大豆、水稻から複合経営への誘導を図るという意味での助成、支援の内容であります。ただし、2ヘクタールを作付したから200万もらえるかとなりますと、一応上限100万と定めておりますので、この点ご了承をお願いしたいと思います。

それから5点目、その10万円の助成金の使途についてということでございますけれども、規制があるのかというご質問ですけれども、絶対条件として販売するというのが、何と申しますか、制約になるのかと思っております。やはり複合経営を進め、それを農家あるいは集落営農の所得控除に結びつけるという観点からしますと、販売を目的とした作付、これが絶対条件になるのかと思っております。

以上、ご説明を終わります。

田中敏雄 議長 17番菅原議員。

17番(菅原恵悦議員) 私としては、この1番の1つ目であります集落営農経営安定化推進事業についても市長から答弁していただきたかったなという思いと、特に詳細については付託された委員会で行われるわけありますから、私はその点では、特に説明を詳しくここでどうのこうのないんですけれども、ただここに上程されたときに、やはりここでしか立案者の方と議論、協議するというのは、委員長報告になってしまったらではできないものですから、何としても聞きたいなと。しかも、19年度から農政改革が実施されるということでもありますし、ましてや市の単独事業でありますから、そういうふうなものが実施されるという具体的な取り組みをなさった時点で、私ども議会にも情報交換といいますが、情報を提供していただきたい、そういう思いもありましたので、私はあえて今回この質問を取り上げたところであります。

市長としては、確かにここに出して、私どもにいいか悪いが、イエスがノーか、それを問えばそれで済むかもしれませんが、やはりこれだけ大事な、将来の横手市の農業がかかっているような大事な案件でもありますし、そういう意味では、市長の手法といいますが、それについて私はどうしても、もう少し私どもにも事前に相談するなり、あるいは実際にこういう金額が使用されていくという時点で、情報交換といいますが、そういうものをやってほしかったなと、そこら辺についてひとつお聞きしたいなというふうに思います。

そして、産業支援センターについてですけれども、機能を残すと、こういうお話でありました。私は、どうしても株式会社と、こういうふうに見てしまうものですから、市長との意見は違ってくるといふふうに思います。いわば再生計画ともいうべきこの会社の5年の収支見込表、それから市長のこれまでの答弁、こうしたものを聞いておきますと、どことなく私は人ごとのように聞こえてまいります。

この会社の現状を考えると、例えば役職員給料の何割カット、賞与なし、在庫処分のために、土

日まで返上して役職員の一丸となった在庫の販売までのスケジュール表などを作成するとか、そういう努力をしながら、さらに株主の皆さんがそれぞれの負担をしてでも、この会社は再生していかなければいけない、そういうふうなことを決めまして、その中から市の負担は幾ら幾らですよと、こういうことなら私も理解できますけれども、これまでの説明を聞く限りでは、この先も含めて大変難しい問題だなと私は受けとめております。

市長は、設立までの経緯も踏まえながら、きのうでしたけれども、責任があるとの認識をお持ちのようであります。責任を持つということは大変大事なことでありますけれども、よその自治体、他県ですけれども、そうしたことがやはり癒着を生んだり、しがらみを生んだり、よく報道が出てくるわけですから、市長が、そして私どもが責任を持つのは、市民に対する福利厚生を含めた市民生活をしっかりサポートしていくことではないでしょうか。

年が明けまして、住民の皆さんに合併してからいいこと聞かれない。何とか頑張って住みよい横手を築いてほしい、おまえら頑張ってくれよ、こんな声がたくさん聞かれるようになりました。また、何をしても今はお金のかかる時代になりましたから、それは行政も住民もみんな同じであります。ですから、例えばパートや臨時で働いている皆さん、1日に1カ所じゃない、2カ所とか3カ所かけて、働いて働いて子供を育て、家庭をも支え、そして献身的な努力をして、その中から消費税を払ったり、負担をしたり、こうした現状を目の当たりにしているところであります。ですから私は、合併をしたこのスケールメリットを一日でも早く、そうした市民の暮らしに役立つ施策に向けてほしい、そう願わずにはいられないわけであります。

この産業支援センターへの助成は、将来の市民生活、あるいは横手市民のためにプラスになる要素は、これまでの説明を聞く限りでは、私には見えてまいりません。逆に、続けることで住民サービスの低下や住民の負担増につながるのではないかと、そんな思いすら感じているところであります。

そこで、一たんこの合併を契機にきちんと整理をする。そして、問題がいろいろ後で発生した場合には、市としての責任、それがあつた場合には、その時点で再度協議をしながら、しっかりとそれに対応していく、そういう進め方が私はベストではないかなというふうに思っております。そういう考えには至らないでしょうか。どうしてもお続けになるというのですか。その点をお伺いしたいというふうに思います。

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

昨日、市長、志を持って初当選し、それをどこまでも維持できるか、あるいはさまざまな局面に立ち向かう気力、こうしたものを総合的に判断して3期12年が限界だというようなお話をいたしました。私は正直な方だなと、そのとき率直にそう感じました。大変な役目だということは十分承知しております。しかし、市長ですから、その任務あるいは役目というのは、どんなにつらくてもしっかりと果たしてもらわなければならないわけであります。

そして、市民にも、よくいろんな会議で出てくるんです。例えば滞納問題、どうしたらいいんだろう。そうした滞納問題を解決するにしても、やはり市民に負担を求める限りには、力強く求めていく限りには、自分たちがしっかりとしたものをまずやっておかないと、なかなか市民にだけ大きな声で、おまえ、出せとか、負わせよと言ったって、それはできないだろう。まず自分たちがしっかりとした体制を見せておいて、そして政治姿勢といいますか、そういうものを示しながら、滞納問題なり市民に負担を求めていくなり協力を求めるなり、私はしていくべきではないかな、そのように思っているところであります。

ですから、トップ、要するに市長の政治姿勢といいますか、こうしたものをしっかりと示さなければ、行財政改革を幾ら叫んだって、意識改革を幾ら叫んだって、私はなかなかそのようにはいかないだろう。まず市長がしっかりとそういうものを示しながら、庁舎内あるいは横手市民の皆さんに呼びかけていく、そういう役目が市長にとって大変大事な仕事のひとつではないかなというふうに思っております。

政治は一瞬先が闇だ、こう言われる時代もありました。しかし、今では駆け引きを得意とする政治家もいるかもしれませんが、こういう時代ではなくなりました。今、市町村は市民と真正面と向かい合って政策を立案していく地方分権の時代に入っております。国や県はどうであれ、市民から見て理解が得られるような、市民から理解が得られないところがあったら、探してでも是正をしながら、そうした意識を持っていく。横手市民一体となって、私は行財政改革を、意識改革をしていかなければ、住みよい横手市にはならないんじゃないかな、そのように考えております。確かに上限というお話もありました。それとはまた別に、一般の皆さんから理解の得られる方向に進んでいただきたい、そういう思いでありますので、いま一度市長からご答弁をお願いいたします。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 個別の事案について3点のお尋ねがあったわけでありまして、その背景にある議員のお考えを今聞かせていただきました。すべてうなずくところでありまして、私が日ごろ関係者と話しているとき言っている話と同じであります。しかし、議員から見れば、まだ私のやり方にそれが足りないというご叱責だというふうに思いまして、改めてしっかりその視点と姿勢を持ちながら、物事に当たっていかなきゃいけないと、そういう決意をいたしましたところであります。

個別の話でありますけれども、まず1点目の集落営農経営安定化対策の市独自の政策の進め方、その開示の仕方というか、説明の仕方については、私どもとしても必要な機関と協議を重ねながら練ってきたというふうに考えておったところでございますが、議員の皆さんに対する説明のタイミングとして、もっと適当な時期があったらというふうなご指摘ございました。これについては、議会全体の問題でもあろうかと思っておりますので、議会の方と、全体とよく相談をしながら、こういうふうなことに對する政策の出し方について、タイミング等々については相談をさせていただきたいというふうに思います。

2つ目の産業支援センターについてであります。これについては助役から先ほど補足答弁していただきましたとおり、19年度に産業支援センターの休止、廃止、第三セクターであります。これを念頭に置きながらこの事業の整理をしたいというふうに考えているところでございます。死に物狂いの営業等々が必要ではないかというご指摘は、全くそのとおりだと思っております。お出しした経営計画書にはそこまで書いてございませんけれども、一丸となった、産業支援センターのみならず、市も挙げてどういうことができるかよく考えながら、その支援センターの19年における事業については一生懸命頑張りたいというふうに思っている次第でございます。

3番目の選挙ポスターに絡んだ具体的な例示がございましたけれども、基本的には市は法律に基づいてつくった範囲内の話でございます。それを具体的にどうするかという話は、今までなかったわけありますので、きょう改めてご提案をいただいたというふうに私はとらえたところでございます。個別業者と個別の候補者との契約に基づくものでありますので、私どもがそれをチェックする体制には当然今のところないわけあります。また、そういう仕組みにもなっておらないわけあります。上限を定めているにすぎないわけありますので、この条例のあり方がいかどうかということは、私どもそう

いう提案を受けまして、検討させていただきますが、これは選挙にお出になる方々にかかわることですので、我々だけで判断できる話ではもちろんございません。これは議員の皆様にもいろいろ関連する部分がございますので、これも議会との協議の中で見直すべき点があれば見直してまいりたいと、このように思う次第でございます。

以上であります。ありがとうございました。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 選挙公営の件でありますけれども、要するにポスター等について選挙公営でやるかやらないかは立候補者が判断をします。その結果、条例にも書いてありますが、ポスターについてその適用を受けようとする場合には、選挙管理委員会に契約書について提出しなければならないというふうになっています。例えば、その契約内容について選挙管理委員会がチェックをするかということになります。選挙前に適用を受けようとして契約を出すわけですが、違法なことについてはチェックを入れると思いますが、それ以外のことについてはすべて選挙に絡む内容ですので、万が一であります。選挙妨害だとかそういうことにならないように、要するに立候補者本人の契約内容を素直に受け取るということになります。

支払いに際しては、それが契約どおりに行われたかどうか、要は契約どおりに行って、そのとおりに請求されているかどうかをチェックするのみです。ですから、契約は、例えば40万でしたけれども、実際にはやってみたらでき上がりは20万だったということで、変更して20万の請求書があれば、それは20万を受け取るというだけであります。ですから、その中身についてのチェックは、多分選挙に関することですので、この後もなかなか具体個別の内容については、違法なこと以外についてはチェックはなかなか入らないのではないかなというふうに思っています。

よろしくをお願いします。

田中敏雄 議長 17番菅原議員。

17番（菅原恵悦議員） 最後に1点だけ確認させていただきます。

今の答弁、よくわかりました。私も今お話ししたようなこと、これからもお聞きしますけれども、一般の市民にも少し聞いております。何で、まだそんなことしているのかと言う方が結構いるんです。まあ、それはそれとして、今の答弁もわかりましたし、ただ執行する、それと今のお話の請求したから払っていく、これとの関係、要するに執行という段階でも今のように一切チェックは関係ないということなのかどうか、その点だけお伺いいたします。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 我々の組織側から見れば、執行というのは、立候補者から実績を出していただいて、その分を業者に払うというところではありますが、その実績については、立候補者から出されたものをそのとおりに受け取るということです。これから選挙に出ようとする人ですので、そこで変な使い方とか、そういうことをするという前提には立っておりませんので、実際にやった実績をいただいて、

それを契約した業者側に直接市からお支払いするというふうなシステムになっていますので、今後もそういう形で続けられるというふうに思います。

佐々木 誠 議員

田中敏雄 議長 28番佐々木誠議員に発言を許可いたします。

28番佐々木誠議員。

【28番（佐々木誠議員）登壇】

28番（佐々木誠議員） 主権者であります市民の皆様、公務に励んでおられる市職員の皆様、傍聴の皆様、こんにちは。28番佐々木誠でございます。通告してありますように、国体について一般質問をさせていただきます。

平成19年度の秋田県としての取り組みの中で、最大の行事は205日後に開かれる国体であろうかと思っております。県民挙げての取り組みをもって、ぜひとも成功させたいものです。昭和36年のまごころ国体のとき、私は高校3年生でした。横手工業高校体育館においては、ボクシング競技、横手高校では弓道大会の応援をしたのを覚えております。県民挙げてのまごころ国体への取り組みにより、成功裏に終わったように記憶しております。今後の国体、わか杉国体においても、ぜひともそうあってほしいものと願っております。

合併前の話ですが、前町長とこんな話をしておりました。十文字町ではホテルがないので、民宿が考えられますが、民宿となるといろいろ難しい点もあるかもしれない。そこで、集落にあるコミュニティセンターや自治会館を利用した宿泊対応になるかもしれないので、そのつもりでいてくれ、こういうような話をしておりました。たまたま私の地域には、築10年ぐらいのちょっと大きなコミュニティセンターがあります。2年ぐらい前から外壁のペンキをみんなで塗装したり、トイレの調子の悪いところは修理したり、水道を整備していただいたり、地域の人が挙げて準備をしてきたつもりです。また、仁井田番楽という郷土芸能や郷土民芸品の菅笠があり、どのような形で紹介したらよいか話し合ったこともありました。

しかし、このたび国体の選手、役員の宿泊はホテルに決定したことを聞いて、心なしかがっかりしているところがございます。十文字町の隣町、羽後町では、民宿への取り組みで町挙げての盛り上がりを感じられ、十文字町ではどうなっているのか問いかけられた人もおるそうです。市民にとっては、横手市が国体の取り組みについてどこまで進んでいるのか、どんな取り組みをするのか、まだよくわかっていないと思いますので、この機会に私とともに市民に説明するつもりで、答弁の方をよろしく願いいたします。

1番、選手、役員の宿泊をホテル対応に決定した経緯についてをお尋ねいたします。

次に、もし民宿あるいはコミュニティセンターでの宿泊であれば、市民と選手、役員との触れ合いや伝統文化の紹介などが自然な形でできたのではないかと考えられます。宿泊がホテル対応ということで、

伝統文化の紹介や市民との触れ合いの機会が薄くなったのではないかと心配しているでございます。そこで、次の点をお尋ねします。

2番、市民と選手、役員、県外から訪れた人たちとの触れ合いをどんな形で推進していくのか、お尋ねいたします。

次に、横手市のすばらしい自然、文化、地場産品の情報を全国に発信する絶好の機会と思っておりますが、3番目、横手市として地場産品や文化、産業の情報発信はどのような方法を考えているのかをお尋ねいたします。

次に、昭和36年のまごころ国体のとき、横手工業高校の体育館でのボクシングの試合ですが、沖縄対東京の試合で、沖縄を応援する人が非常に多かったのに感動したのを今でも覚えております。そこで、お尋ねいたします。

4番、応援動員の取り組みについての考え方と取り組み方法についてをお尋ねいたします。

終わりに、この3月で退職される職員の皆様には、長い間のお勤め、お疲れさまでございました。退職後は、今までやりたくてもできなかったことや自分の好きなことをやりながら、楽しくお過ごしくださいませ。たまには、今まで培ったことや経験を生かして地域のために何か手助けするのもまた一つの道かと思えます。今後、楽しく過ごされんことをお祈りいたしまして、質問を終わります。

どうもありがとうございました。

田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 秋田わか杉国体について4点お尋ねございました。お答え申し上げたいというふうに思います。

まず1点目でございますが、合併前の旧十文字町における宿泊対応についてでございます。

合併いたしましてから、旧市町村におけるそれまでの選手等にかかわる宿舎の考え方及び取り組み状況、あるいは県合同配宿 いわゆる宿を配るという配宿であります。合同配宿本部への参加の有無について担当者からの確認調査を実施いたしました。その結果、ご指摘ございましたとおり、旧十文字町では民泊という考え方があったことを確認いたしております。しかしながら、民泊対応の組織化や住民説明会といった具体的な取り組みまで至っていなかったというふうにも伺っております。また、ほかの市町村では、管内の宿泊施設が足りない場合は広域配宿、宿を確保するという希望するというものもございました。

これを受けまして、最終的には市内を中心とする34の宿泊施設で、1日当たりの最大宿泊人員1,800人を十分に賄えることと、選手の健康管理に配慮した安心・安全な宿泊施設の提供、計画輸送の効率などの観点から、総合的に判断いたしまして、旅館などの営業施設を宿舎とする宿泊基本計画を策定いたしまして、平成18年3月23日に開催された秋田わか杉国体横手市実行委員会第2回総会で承認をいただいたところでございます。

2つ目に、市民と選手の方々との触れ合いを推進する取り組みについてのお尋ねでございました。

大会期間中に選手、役員を初めとして、県内外からたくさんの方々を本市を訪れるものと考えております。基本的には、おもてなしを通じまして交流、触れ合いの場をつくりたいというふうに思っております。各会場には、休憩所と併設する形で心の触れ合いの場を設置いたしまして、地域の特産品や伝統芸能などでおもてなしをしようとするものであります。各地域の国体推進組織と連携いたしまして、それぞれの地域の特性を生かした取り組みが、交流、友情の輪の広がりにつながるものと期待をいたしております。

3つ目に、市としての情報発信はどう考えているかというお尋ねでございましたけれども、議員のご指摘にもあるとおり、当市のすばらしい自然、文化、産業を全国に向けて情報発信する絶好のチャンスととらえております。まずは関係団体と連携し、地場産品の販売を主体とした売店ブースを各会場に設置いたします。これについては、既に市内の商工会や観光協会、物産協会、JAなどへ出店に関する協力依頼をしており、この後、庁内の物産関係部署も含めて本大会に向けた具体的な出店説明会を開催しながら、一体となった特産品の情報発信に努めてまいりたいと考えております。

また、各会場やJR横手駅などに設置する案内所、道の駅、高速道インターなどでも観光ガイドマップや競技会場案内マップを活用したPRを実施することにしております。

4番目に、応援動員の取り組みについてお尋ねがございました。市民の皆さんが最低1回は国体会場に足を運んでいただき、応援していただく運動を基本に推進いたします。具体的には、会場でのスタンプラリーの開催や応援グッズの配布、街頭宣伝、チラシ配布などで来場を呼びかけてまいりたいと考えております。

さらに、競技会場の観覧席を考慮して、屋外競技が中心となりますが、秋休み期間に小・中学生の応援動員を実施いたします。児童・生徒には、出場県の応援団としてスタンドから熱い声援を送っていただきたいと考えております。また、各地域の国体推進組織でも、スタンドをいっぱいにして運動に取り組もうとしているところでもあるようでございます。いずれ市民挙げての声援は感動あふれる大会づくりにつながるものと考えますので、各方面のご支援、ご協力をお願い申し上げたいというふうに存じます。

以上であります。

田中敏雄 議長 28番。

28番（佐々木誠議員） 1点だけお尋ねいたします。

選手、役員の宿泊は対応が決まったと思いますけれども、一般の方も結構多く来ると思いますので、その対応は大丈夫なのか、ちょっとそこだけお尋ねいたします。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 一般の皆さんがおいでになるのは、それぞれの方が宿泊施設を確保していただくということになりますので、一般に来るお客様もこちら側で宿泊本部とかをつくってやるという対

応は考えておりませんので、よろしくお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 28番佐々木議員。

28番（佐々木誠議員） 具体的にはいろいろな取り組みはこれからだと思いますので、ぜひとも前向きに、市も全力を挙げて取り組んで成功になるようお願いして、質問を終わります。

田中敏雄 議長 暫時休憩いたします。

連絡しておりますように、再開時間は午後2時といたします。

午前11時30分 休憩

午後 2時00分 再開

田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

発言の取り消し

田中敏雄 議長 17番菅原恵悦議員から発言を求められておりますので、発言を許可いたします。
17番菅原議員。

【17番（菅原恵悦議員）登壇】

17番（菅原恵悦議員） 先ほどの私の一般質問の中で、一部勘違いした発言がありましたので、おわびするとともに、議長に対しましては、しかるべく措置をお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいま17番菅原恵悦議員から、先ほどの一般質問中、勘違いした発言の部分については、発言を取り消したい旨の申し出がありました。この取り消しを許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。

したがって、17番菅原恵悦議員からの発言の取り消しを許可することに決定いたしました

播磨博一 議員

田中敏雄 議長 30番播磨博一議員に発言を許可いたします。

30番播磨博一議員。

【30番（播磨博一議員）登壇】

30番（播磨博一議員） 会派あさひの播磨でございます。昼食後のけだるい時間になりましたけれども、若干のおつき合いをよろしくお願いしたいと思います。

平成19年度の一般会計予算と特別会計予算が今議会に上程されました。合わせて941億746万6,000円という大きな額でございます。施政方針説明によりますと、本年度の予算編成は、枠配分による分権型

予算編成を導入し、財源には限りがあるという共通認識のもと、市民ニーズの把握に努め、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、サービスや事務事業の優先順位を明確にしながら、相違と工夫により編成されたとあります。厳しい財政状況下の中での予算編成だったと思います。行政サービスの質を維持しつつ、運営コスト縮減に取り組まれたということで、評価するに値することだと思えます。

ところで、先日、市長はある会合で、市の貯金とも言うべき財調が、このままではあと2年で底をつくというようなことを話しておられましたけれども、市民の方々も市の財政が厳しい状況にあるということはもう十分認識されていると思います。今後、予算を執行するに当たっては、市長も民間経営企業者のご出身でありますので、市という組織であっても、常に経営という視点が必要という立場で細心の注意を払って、その執行に当たってもらいたいものだと思います。

さて、通告しております人件費コストについてであります。

施政報告によりますと、本年3月には53名の退職が予定されていますが、そのうち、市長部局等の職員は44名となっております。また、4月の採用予定は7名となっているので、実質37名の減とあります。実質職員数が減っている中で、19年度の人件費は前年と比べて1億4,483万5,000円ふえております。これは退職手当等への引き当てが要因の一つと思われるのですが、実人数が減る中で人件費が増加する傾向は一時的なものなのか、それとも今後も続くと予想されるのか、お伺いします。

仮に長く続くのであれば、職員数が少なくなっても人件費が下がらないということで、見かけ上の1人当たり人件費コストは結果的に上がるわけで、財政に与える影響も大きいと考えられます。県や他の自治体では給与の引き下げや退職債の借り入れなどの話もありますが、横手市ではどうでしょうか。

また、市長は、合併当初から10年間で30%の人件費コスト削減に言及していますが、その実現のめどはどうでしょうか。削減の手法あるいは内容については、いろいろ方法があると思いますが、市長の考えておられる人件費コストの適正な水準というものがあれば、お示し願いたいと思います。あわせて、職員の定数管理計画についても説明を求めたいと思います。

この項目のもう一点でございますが、職員の給与格差のことです。このことについては、合併後の初議会の折に塩田議員から質問があったわけですが、市長は、難しい問題も含んでいるが、格差の是正に取り組んでいくという答弁があったように思います。合併から1年半経過しました。財政が許すのであれば、その格差是正はそう難しくなくできるのでしょうか、この厳しい状況の中では、そのやり方によっては大きな財源を伴うことであり、なかなか思うように進んでいないのが実情ではないかと思えます。ある程度の時間を要するのは理解しているつもりですが、さればとて余りにもそれがスロー過ぎても、職場の雰囲気あるいは職員の士気に悪影響を及ぼすことはもちろん、結果的には市民サービスの低下につながると考えるわけです。合併当初は、ラスパイレス指数で旧市町村間に10ポイントほどの差があったようですが、その後の格差是正に向けてどんな取り組みがなされたのか、お伺いいたします。

次に、農業の振興についてお伺いします。

いよいよこの4月から、戦後最大の農政改革と言われる品目横断的経営安定対策を中心とした農業施

策の大転換事業が始まるわけですが、これによりこれまでの農業経営からの脱却、つまり体質を強化するための効率的な経営と、それを可能とするため規模の拡大が求められております。これにより、地域農業の基盤強化、あるいは農業を事業として確立するための支援が強力に推進されることになっており、結果的に横手市の農業が、大きな変革の中にあっても足腰の強い持続型の経営体に変化できることを期待を持って応援していきたいと思っております。

しかし、一方で心配なことがないわけでもなく、果たしてせっかく立ち上げた営農組織が順調に発展してくれるのか。高齢化も進む中で、参加しない農家は今後どうなるのか。また、特に中山間地を中心とした条件的に不利な地域の農業をどうするのかなど、課題もたくさん抱えると思います。

先日の魁新聞の報道によりますと、農業県と言われながら、秋田県の農業所得は東北で最下位だそうです。これは、米に依存する度合いが高い我が県農業の構造的な体質がはからずも浮き彫りにされた結果と言えるでしょう。その中で、横手市は複合型農業経営が比較的多いためか、全県的には上位に位置しているようですが、実感として厳しさは他地域と比較してもそう変わらないと思います。

市長は常々、この地域の基幹産業は農業だとおっしゃいますし、私もそう思っています。また、農家がよくなければこの辺の景気はよくなると、特に小売販売関係の方からも何う言葉でございます。物すごいスピードで、特に若い人を中心に農業離れ、兼業化が進行しているようです。高齢化とも相まって、地域の先行きを不安視する声も多く聞かれます。

このたびの農業改革、市として受け身に回るのではなく、積極的に施策を展開しつつ、この機会をばねに横手市農業は足腰の強い、若い人からお年寄りまで地域で安心して生活ができる農村地帯になれるようお願いしつつ、以下の質問をいたします。

施政方針説明によりますと、経営安定対策のスタート時点で、集落営農66組織、個別担い手500人、対象面積が6,200ヘクタールを見込んでいるようでございます。市やJAなど関係団体の取り組みの成果があらわれているようで、農家の取り組みのスピードは早いように思われます。

そこで、これまではどちらかというと組織の立ち上げに重点を置かれてきたと思いますが、求められるのは、これによっていかに経営が改善されるか、これ1点だと思います。それには強力なリーダーの養成、経理の一元化に向けた経理担当者の養成、そして5年後の法人化に向けた組織の安定経営が大きなポイントになると思いますが、これらを含めて集落営農組織の育成の手だてをお伺いします。

次に、経営安定対策のもう一方の担い手、認定農家についてであります。

経営安定対策の要件に、4ヘクタール以上の認定農家という基準がありますが、先日こんなことがありました。その農家では、これまで60代の父が認定農家として農業を経営していたわけですが、そろそろ農業者年金を受給したいということで手続をなされたそうです。当然後継者に経営を引き継ぐわけですが、市の認定基準から漏れたそうです。それは、横手市の認定農家の認定基準の4、その他の中に、公務員、団体職員は原則認定対象とはしないという項目があるからでした。私は、旧町村のときはこの項目がなかったように思いますが、記憶違いでしょうか。特に、団体職員までが対象から漏れるとする

と、影響は大きいと思われます。

今回、認定から漏れたこの農家に作業を委託してきた農家がいるわけですが、その農家は今度契約を結ぶことで、このたびの経営安定対策の傘の中に入れるわけですが、その農家が認定農家でなくなると、一緒に対策から漏れてしまうことになります。農家の受委託の関係はデリケートな部分もあるので、それではというふうにすぐに別の委託先へ頼むことができない場合も多くあると思います。これまで地域で安定した認定農家がいたので安心していただいていた周りの農家が、国の安定対策から漏れてしまうという影響は多大であると思います。このままですと、更新のたびに団体職員などは認定を受けられなくなるわけで、そこいら辺の市の考え方を承りたいと思います。

次に、農地・水・環境保全向上対策についてであります。

今回の農政改革の一方の大きな施策であります。報告によりますと、市内では1月末現在で96地域、2,000ヘクタールに導入が予定されているようで、関心の高さがうかがえます。実は、私どもの会派あさひでは、昨年11月の会派研修の際、農水省でこの法案の作成に携わった係官の方から説明を受けてまいりました。その方は秋田で何年か過ごした経験のある方で、こちらの状況もよくわかっておられるみたいで、本年実験的に取り組まれた市内3カ所の取り組みについても説明してもらいながら、特に旭地区の活動は素晴らしいものだとお褒めの言葉もいただきました。身近にこんな立派な地区があることをうれしく思って帰ってきました。

その際のやりとりの中で、交付金については5年間の期間の中で使い切れればよいとの説明がありました。これは、私ども事業を進める上では非常に利用しやすい制度だなと思っていました。帰ってきてから、この旨を地域の方々などに説明した経緯もありますが、先日の市の説明では、単年度内に使い切るようにとの指導であったと伺っております。説明が分かれた理由についてお尋ねいたします。

また、この向上対策は中間検討されるようでありますが、これが仕組みにまで及ぶのかも伺いいたします。

あわせて、参加組織ごとに検討を加えられると思いますが、その取り組みが不十分な場合、支援金の返還を求められるとあります。そのようなケースはごくまれかもしれませんが、そんなことがないよう、行政の指導、助言があってしかるべきと思いますが、その対応はどうなっているのでしょうか。

次に、米需給対策について伺います。

平成19年産の生産目標数量については、既に農家に30.7%の転作配分率で通知されているところです。これまでの行政主体のシステムから、農業者と農業団体が主体となる新しい需給システムに移行するわけですが、このことによって市のかかわり方がこれまでと変わることがあるのか伺います。

また、昨年の転作達成率は102.1%で、市全体では目標をクリアしているわけですが、問題は需給調整に参加しない、そういう農家が182戸あるということです。大多数の農家が難儀をして転作目標面積をクリアしながら生産調整している一方で、その努力を無にするような過剰作付がされている現状をどうとらえているのでしょうか。新システムに移行したとはいえ、こうした生産調整未実施農家を計画生

産に誘導するべきは、行政の責務と考えますが、対応についてお伺いします。

この項目の4つ目の市の単独事業、横手市明るい農業農村改革推進計画について質問いたします。

このたびの農政の転換に備えて、国も県も相当の支援予算、メニューを準備しており、あわせて市でも独自の施策をもって横手市農業の構造改革と地域農業を推進し、農業、農村の生活再生を図るとあり、このことは評価するに値すると思います。

内容を見ますと、私個人としては、複合農業ステップアップ推進事業に注目したいと思います。このたびの農政改革は、集落営農や一定規模以上の認定農家に施策の対象が集中される傾向にあります。これから漏れた中小農家を積極的に支援し、経営の底上げを図り、やがては経営安定対策に参加できるよう文字どおりステップアップを支援する内容で、大いに利用してもらいたいものだと思っております。あわせて大雄地域の実験農場の活用が図られることもあり、大いに期待するところです。

一方、農村環境生きがい整備事業ですが、私はこの事業内容について一抹のクエスチョンを感じているところです。概要を見ますと、集落営農組織等に参加が限定されているようですが、担い手不足が進み、遊休農地の増加など、今、横手市農業が抱えるさまざまな課題の解消を目指し、地域が一体となって地域の特色ある農産物の生産、販売を通し所得の向上を図り、あわせて遊休農地等に景観作物を導入して魅力ある地域づくりを進め、活力と生きがいをつくり出すとあります。しかし、集落営農組織がその地域の所得の向上を目指すのは、経営安定対策の趣旨からして当然のことであり、既にそのための支援金はかなり手厚く盛られているのではないのでしょうか。また、遊休農地への景観作物導入については、農地・水・環境保全対策と重なる部分もあると思います。多くの集落営農組織は向上対策にも取り組むと思いますが、その線引きはどのようなのでしょうか。また、全体の事業費300万円、そのうち4割以上に当たる130万円が表彰に使われるようですが、その意義についてもお伺いします。

この項目の最後になります。市長が力を入れて取り組んでおられるマーケティング推進事業についてであります。

農家が最も苦手としている部分に、物売る、直接お客様に生産したものを売ることがあります。消費者の皆さんが望んでいるのであれば簡単に売れそうだが、実は難しいのが、売るという作業だと思います。これまで市長を先頭にマーケティング推進室でも各地へ出向き、その成果を積み重ねていることだと思っておりますが、活動状況についてお伺いいたします。

地場産品の開発、販売に力点を置くのは当然ですが、消費の状況をフィードバックするのも必要と思われませんが、いかがでしょうか。また、2名のコンサルタントがいますが、その成果をどういうふうに判断しておられるのかお伺いしたいと思います。

通告の最後の質問項目になりますが、ことしは暖冬でこの先の湯水が心配されているときに、洪水対策の話も場違いな気もしますが、昨年12月27日に発生しました大雨による水害に対する水防対策についてご質問いたします。

いつもの年ですと、真冬の水害は考えにくいわけですが、今冬を象徴するかのような異常事態だった

と思います。12月26日から27日にかけての大雨により、思わぬ季節外れの大水となりました。市では、増田地域局、戸波地区において民家に被害が出るおそれがあるとして、午前11時40分、横手市災害警戒部を設置してその対策に当たっております。

同じころ、雄物川地域局管内でも雄物川が警戒水位である3メートルを超え、地域維持課において冠水しそうな河川公園に土のうを設置しておりますが、その後の増水で、公園のみならず広範囲に冠水の被害が発生いたしました。時期が冬でよかったのですが、これが夏の間でしたら、大変な被害になっていたと思われま

す。平成16年に発生した水害の際は、スイカを中心に約5,900万円の被害がありました。今回の大水でも報告された被害のほかに、川舟2艘と川師の方々が冬期間の楽しみにしている川雑魚をとるためのためっこがすべて流されたり、田畑に大量に流されたごみなど、統計にはあらわれない被害も多くありました。

ところで、前回の水害のときもそうでしたが、今回の水害においてもダムの放流との関係を指摘する声があります。事実、午前4時半から皆瀬ダムの放流があり、合わせるかのように急激な水位の上昇が観測されています。全く関係ないとは言えない気がします。

そこで、まず今回の洪水について、防災対策の経過について検証がされていると思いますが、それはどうであったのかをご説明お願いしたいと思います。また、ダムの放流の仕方について、管理者である県と協議できないものかお尋ねいたします。

最後に、放流に合わせた警報サイレンですが、現在は十文字地区の今泉橋にまでしか設置されておられません。これをいつも被害に見舞われる下流地域の雄物川橋、沼館橋に設置されることを願うものでございます。

以上、壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 議員からは大きな項目3点についてご質問ございました。

まず1番目でございますが、人件費コストについて、その見通し等々についてのお尋ねがございました。

ご指摘のとおり、19年度当初予算では、前年度比1.4%、1億4,800万円余り増加しておりますが、この主な原因は、県議会議員選挙、参議院選挙にかかわる時間外勤務手当が約7,300万円、それとご指摘ございましたけれども、退職手当特別負担金が1億300万円余り、59人分であります。これを計上したことによる前年度比増ということでございまして、臨時支出の意味合いが大きく、この傾向がずっと続くというものとは考えておらないところであります。

職員数は、年間40人から50人規模でこの先減っていく見込みでございますので、私が申し上げている10年間で30%の削減というのは可能だというふうに思っているところであります。また、目指すべき人

件費コストについてのお尋ねでございますが、予算全体に占める割合を、18から19%台を一定のめどというふうに考えているところでございます。平成19年度当初予算では23.4%でございます。職員数であります、類似団体と比較して多いわけでありましたが、類似団体同様ということであれば、800名程度を目指すべきだと、このように考えているところであります。

この項の3点目に給与格差の問題についてのご指摘がございました。合併によります給料表の統一などによりまして、職員の給与の格差が生じていることはご指摘のとおりでございますが、新市においても、組織を運営していく上で原動力となるべき職員の士気を高めるためにも、職員間に存在している給与格差の早期改善が必要であるという認識を持っておりまして、職員組合の理解を得ながら、給与改善を實際実施しているところでございます。

これまで実施いたしました給与改善について申し上げますと、昨年3月末に実施いたしました分といたしまして、行政職926名中、是正対象者455名を是正いたしました。それから、昨年10月1日に技能労務職の是正をいたしまして、182名中38名を是正いたしました。これは平成20年度までの3カ年計画で是正とするというふうに予定をいたしております。もう一つは、この平成19年4月1日付で福祉職、保健看護職、医療技術職269名中104名を対象といたしまして、是正を図るようする予定でございます。このような実施によりまして、一定の格差調整が図られているものというふうに考えているところでございます。

大きな2つ目、農業の振興についてのお尋ねがございました。

まず、1点目の品目横断的経営安定対策についてでございます。担い手の減少や高齢化が進行する中で、横手市農業を持続的に発展させるためには、意欲ある農業者の育成を目標に、まさしく生産者から経営者への転換を図っていかねばならないというふうに思っているところであります。

このような観点から、この経営安定対策を契機にいたしまして、個別担い手や集落営農組織を確立しなればならないと考えておりまして、中でも農業のみならず農村のコミュニケーションを取り戻し、再生発展させることを目指して集落営農組織の育成を重点的に推進しているわけでありまして。

営農組織が経営者として持続的に発展するには、交付金の受け皿としてではなくて、今迫ってきている農業の大きな山を乗り越えて、将来の地域農業をしっかりと見定め、支えていける力強い組織になることが肝要であるというふうに思っております。

そこで、市としては、戦略的集落営農ビジョンをもとに地域複合農業をより一層推進いたしますが、そのために国・県・市の各種事業と有効的に連携する指導や助言をしながら、農家所得の向上を図ってまいりたいと思っている次第でございます。

あわせて、農業・農村を維持するための新たな担い手の育成が必要不可欠でありますので、農家後継者の育成や離・退職者等の就農支援を図ってまいります。また、経理の一元化や法人化等の課題についても、関係機関や農業団体等一体となり、組織に不安を与えないよう支援をしてまいります。

次に、横手市の認定農家の基準についてであります。平成18年3月に横手市の農業経営基盤の強化

の促進に関する基本的な構想を策定いたしております。その中で、ゆとりある農家経営の基準指標として、主たる従事者の年間所得を420万円、年間労働時間を2,000時間とし、農業経営改善計画が適切であめものと位置づけております。そういう中で、公務員、団体職員等は、本来の業務に専念しながら、市の認定基準を目指すことは非常に困難であると考えられることから、認定対象にしておられないわけであり。しかし、家族の中で認定基準を満たす者を担い手と位置づけ、認定することは可能であるというふうに思っている次第でございます。

また、農業経営改善計画は、5年後を目指した計画であることから、例えば3年後に離・退職する予定がある場合については、改善計画を審査の上、認定農業者として位置づけることも可能でありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

この項の2つ目に、農地・水・環境保全向上対策についてのお尋ねが3点ございました。順次ご答弁申し上げますと、この事業は新年度から始まる事業であります。本年度実験事業として3集落で導入されております。その中で、問題点の1つに、交付金が遅いため支払いに困るので、交付を早めることができないかとの要望がありましたが、本来、補助金などについては実績に基づき支払う趣旨のものであり、借り入れに対する利子補給は考えておらないところでございます。また、交付金の中から利子分を事務費として支払うことも認められておりませんので、ご理解をお願いいたします。

なお、本年の反省を踏まえまして、県と市の分だけでも交付時期を前倒しできないものか、県協議会で検討中でもあります。

次に、繰り越しについてであります。ご指摘のとおり、農水省では繰り越しを認めることになっておりますが、県においてはこの制度を取り入れないことにしておりまして、1期5年間ではありますが、単年度単年度で処理していただくことになっております。

この国と県の考え方について申し上げますと、国においては、毎年度農用地面積等に応じた定額の交付となるが、活動組織においては協定期間における資金計画に基づき、資金の執行を行うと。当該年度に執行の必要のない資金については、翌年度以降に繰り越して使用することができる。なお、23年度末に残額が生じた場合は返還するものとする、というふうに多分議員もお聞き及びかというふうに思いますが、これに対しまして県の考え方でございますが、財政要求に当たりまして、真に活動に必要な額を活動組織などに聞き取りしながら必要額を確保したと、こういう考え方でございます。そのため不用額が生じることを想定していないために、国で考える積み立ては適用しない方針だと、こういう言い方でございます。

また、交付額は活動内容及び面積によって、それぞれの集団によって異なるわけですが、単価はあくまでも最高額が水田で4,400円であるので、活動内容によっては単価を引き下げる必要があると。それらの活動計画により協定を締結するのであると、計画を確実に履行すれば不用額は生じない考えになると、というふうに考え方をとっております。最高額にこだわらず、地域の実情に応じた計画立案、予算計上をしていただきたいという趣旨だということございまして、また次年度対策の準備であ

っても結果的には繰越金であると、このような判断をしておるようであります。

この項の最後に、中間検討の件であります。あくまでも19年度から23年度までの5年間は、今の要綱、要領で進め、5年後にこの間の反省を踏まえ、制度の存続そのものと中身について検討されることになっております。また、指導体制につきましては、会計検査院対象事業でもありますし、万が一、交付金を返還しなければならないような事態になれば、5年間にさかのぼることになっておりますので、そのようなことにならないよう、市はもちろんであります。関係機関と綿密な連携のもと対処してまいりたいと、このように考えているところであります。

3つ目に、米の需給対策についてお尋ねがございました。平成19年度から始まる新たな需給調整システムに向けまして、昨年10月に横手市地域水田農業推進協議会が設立されたわけです。この協議会には、市はもちろんであります。農業団体、米集荷業者、認定農業者代表などで構成してございまして、会長は市長が務め、副会長にはJAあきたふるさとの組合長にお願いし、事務局は農政課で担当いたしております。協議会では、ことし平成19年1月下旬に各方針作成者、生産者団体へ、米の需要量にかかわる情報として数量を通知いたしております。米の需給対策については、平成22年度の米づくりの本来あるべき姿の実現に向けて、市と生産者団体の役割を明確にして、ともに取り組んで進めたいと考えております。

ご指摘の生産調整不参加者については、各方針作成者から不参加者への参加の呼びかけを行っており、現在、わずかではあります。3戸の農家が参加の手続きを行っております。今後とも不参加者への加入の呼びかけを行いまして、農家間の不公平感のないように指導していきたいというふうに考えているところでございます。

4つ目の単独事業についてでございます。

市は、農村環境生きがい整備支援事業は農村環境という点ではほかの事業と同じであります。営農活動を通じて組織の構成農家の女性や高齢者もともに水稲や野菜づくり、加工、直売所などなど、多様な活動により営業所得を確立しながら、農村地域の景観づくりを行うなどの農村地域づくりチャレンジコンクールを行い、優れた組織を表彰することにより、農業・農村づくりにやりがいと生きがいを持ってもらおうとともに、後進のモデルになってもらいたいという考えから計画をしているものですので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

この項の最後に、マーケティング推進事業についてお尋ねがございました。施政方針でも申し上げましたが、地域資源の掘り起こし作業を進める一方で、首都圏を中心とした食品関連企業に積極的なネットワークづくりというのを行ってまいったところであります。このような取り組みが実を結んだ例といたしまして、伊勢丹百貨店や仙台藤崎百貨店の食品マーケットなどで横手フェアを開催させていただき、横手の特産品を定番商品として位置づけていただくための信頼関係ができたことが、地域にとって大きな財産と考えております。

海外部門におきまして、これまでの香港に加え、今年度は台湾の2店舗において横手フェアを開催

したところ、現地での反応は上々でございまして、日本食材への関心の高さを肌で感じ得たことは、他地域に先んじて得ることができた重要な情報と思っており、今後も積極的なプロモーションに努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

特産品開発に関しましては、雄物川地域において生産を休止していたスイカ等を地元の農家のお母さんたちの熱意のもとに、「粋果の雫」の商品名で復活し、種苗交換会での県知事賞など数々の賞を受賞するなど注目を集め、以前からの顧客を中心に順調に売り上げを伸ばしており、期待を寄せているところでございます。

次に、初の産学官の連携により地ソース研究会を立ち上げ誕生させた「横手地ソース極黒」は、商品化した横手ブランド第1号でありまして、横手産業支援センターが選定した雄物川地域の株式会社田園様より発売され、マスコミ報道も相まって、県内外の消費者や企業などから問い合わせが多数来ている状況であります。地ソースに関しては、2月の伊勢丹フェアでパイヤーの目にとまり、伊勢丹の立川店の定番商品として販売されておりまして、皆様方にも幅広い紹介と消費をお願い申し上げます。

また、2月に山内地域において開催したいぶりんピックは、地域でしゅうとさんからお嫁さんへと経験で伝えられてきた「いぶりがっこ」の味を記録として残し共有することで、地域ブランドを育成しようとするものでありまして、生産者との間でじっくり対話を深めながら開催に至ったものであります。企業や消費者、そして流通現場の声を生産現場に還元し、その間のギャップやずれを解消することで地域の取り組みの活性化、横手の元気を仕掛けていくのがマーケティングの役割であります。推進活動の情報提供につきましても、県が進める横手まるごと取り組み協議会を中心に、JAの各部会などとの情報交換を積極的に行っていくほか、各地域局内に設置しております食のマーケティングまるごと相談者活動や市報及び市のホームページを有効に活用して、地域への情報提供に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

2点目に、アドバイザーの活動についてお尋ねがございました。現在2名の方をお願いいたしまして、商品開発から流通、販売まで全般のアドバイスをいただいております。1人は、仙台の藤崎百貨店で販売企画部長などを歴任し、昨年1月の準備室設置段階からお願いしております熊谷博夫氏であります。市には週1回仙台からお越しいただきまして、横手の現状把握に努めていただきながら、販売、流通の専門家の見地からマーケティング活動の指針となりますアクションプランの作成にも携わっていただいております。また、市街地の活性化やまちづくりの観点からもかかわっていただいております。特に東北経済産業局との太いパイプ役として、事業や補助金の申請が行いやすい環境ができつつあります。

お二人目は、東京で食のマーケティングコンサルタントを営んでおります草場佳朗氏であります。氏には、横手地域で進めている発酵食品に関するアドバイスに携わっていただいております。都内の企業や料理店などとのネットワークを生かしたりリアルタイムでの情報の提供などに努めていただいております。氏はこのたび大手コンビニチェーンのアドバイザーに就任し、有力なネットワーク

の一つとして期待が持たれているところでもあります。

このようなことから、熊谷氏に関しては、商品面、販売面、まちづくりなど横手のブランド化に関するトータル的なアドバイス、草場氏に関しては、品目を絞りアドバイスをいただくといったすみ分けをして活動していただいております。

3番目に、昨年12月27日における水防対策についてのお尋ねが2点ございました。

まず1点目ですが、皆瀬ダム管理事務所によりますと、12月26日、27日の低気圧による出水のため、洪水調整を行ったということでございます。その結果、約76万2,000立方メートルの水をダムに貯留することができ、皆瀬川戸波橋付近では約45センチ河川水位を下げることができました。この洪水調節により、戸波地区家屋の浸水を防げたことは高く評価できると思っております。市災害警戒部でも皆瀬ダム管理事務所と数回にわたり情報交換して、対応に努めたところであります。

ご質問のダム管理者との協議については、現在、十分に行われているとは言えない状態でありまして、放流に伴う洪水調整や田畑の冠水、放流通知方法など、平時において定期的に協議をし、今後の水防活動に対処してまいりたいと、このように考えているところであります。

2つ目に、雄物川橋、沼館橋へのサイレンの設置についてのお尋ねでございました。皆瀬川ダムの放流に伴う警報サイレンについては、現在、増田町の成瀬橋上流、十文字町新関の十文字自動車学校付近と今泉橋上流の3カ所に設置しております。秋田県河川砂防課によると、サイレンの設置は皆瀬ダムの放流により影響を受ける雄物川との合流地点までといたしまして、その下流については影響も少ないので、現在のところ設置しないということでございました。

また、国土交通省、湯沢河川国土事務所十文字出張所によると、増田町安養寺、岩崎橋、雄物川橋に監視カメラを設置して、常に河川を監視しており、雄物川に洪水のおそれがあると認められるときは、知事に通知するとともに、報道機関の協力を求めてこれを一般に周知することにしております。知事はこの通知を受けた場合、直ちに市に連絡することにより、水防活動に着手する仕組みとなっており、お尋ねの雄物川橋や沼館橋に警報サイレンの設置計画はないということでございますが、市といたしましては、その必要性について国や県とこれからよく協議をしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

大変長くなりましたけれども、答弁を終わらせていただきます。ありがとうございました。

田中敏雄 議長 30番播磨議員。

30番（播磨博一議員） 大変ご丁寧なご答弁、ありがとうございます。若干再質問したいと思います。

まず、人件費コストでございますけれども、答弁によりますと、30%のコスト削減は可能であるというふうなことでございました。それはそれで結構なことでございますけれども、たしかきのうの答弁の中に、若年退職者が予定よりも想像以上に多くなっているというふうな答弁あったと思いますけれども、人件費の絡みで、人件費が減っていくのは結構なことだと思いますけれども、人員が急激に変化するというのは、きのうの話の中でもございましたけれども、不都合が出てくるというふうなことではなかる

うかと思えます。仕事の内容によって、本庁に集約されるべき事柄と、それから地域局で専門にやっていく職務分担というのは、当然あるべきと思えますけれども、どちらかという、本庁機能の方に人員が集約される傾向に今あるのではないかなというふうに思っております。地域の市民の方々は、自分のところの地域局の存在の大きさがどんどん少なくなってきた、非常に不安というか、不便に思っている部分があるので、そこいら辺の配慮といえますか、さっき午前中にも話にありましたけれども、地域局、本庁との関係の配慮について再度お伺いしたいと思います。

それから、職員の給与格差の件でございますけれども、格差そのものについては旧市町村ごとの給料表の違いやら、あるいは旧町村ごとの経営といえますか、いろんな事情の中で差があったというのは当然のことでございます、それはそれとしていたし方ないとしたしましても、合併したわけでございますので、やはりできる限りの範囲でそれは是正されるべきと思えます。市長の答弁によりますと、いろいろ手だてをして、今是正に取り組んでおられるということでございました。その中に、依然として格差があるのかどうか。あるからまだ今後取り組んでいくのだと思えますけれども、そこいら辺確認したいと思えます。

それから、行政職、労務職、福祉職については、格差の是正に取り組んでおられるということでございますけれども、このことに関して、塩田議員の方からもご指摘あったわけですが、消防関係の職員の方について、前回の答弁では格差は解消済みというふうなご答弁があったと思えますけれども、私の感覚ではまだ格差が十分に是正されていないというふうに感じておりますけれども、そこいら辺、市長のご見解を再度お伺いしたいと思います。

それから、格差の是正の仕方というのはいろいろあると思えます。方法があると思えますけれども、町村の給料表と市の給料表は当然違っておったわけですが、それを今一緒のものを使っていると思えますけれども、その際に職級といえますか、例えば同じ年代の人はある程度同じぐらいのレベルのところにいるのかどうか、そこいら辺お願いしたいと思います。

それから、農業のことでございます。

今回の農業政策でございますけれども、この先米価が下がりますよというふうな、それを見越した改革であるというふうな、きのう市長の答弁がありましたけれども、全くそのとおりだというふうに思っております。その中で、今後ここの農業がどういうふうになって生き残っていくのかなというふうなことで、いろんな対策を市としても独自のものを考えておられるわけでございますけれども、1つ、市の単独事業の中の、例えばメジャー拡大作目でございますけれども、この中にはJAが選択した作目を述べておられますけれども、集落営農をやって、いろんな部分で複合的に経営を安定させていくための方法はいろいろあると思えますけれども、この中に、例えば今横手市ではシイタケを初めとした菌茸類、あるいはリンゴやブドウを中心とした果樹類、それから切り花とかそういう花卉類、そういったものは、全県的に見ますとここはトップの産地でございます、これに取り組むのも非常に有効な手段かと個人的には思えますけれども、この部分の支援というよりも、この部分は、ある程度生産のノウハウなり販

売のノウハウというのは既に蓄積されていると思いますけれども、ここに積極的に取り組めるような施策なりを、今の段階ではまだ見えないわけですが、ここはどうなっているのか伺います。

それから、農村環境生きがい支援事業ですが、市長のおっしゃることはわかりますけれども、事業費の中の4割以上を表彰といいますか、これは賞金になるのでしょうか。そういった部分で表彰してたたえるということですが、そういう使い方ももちろんあると思いますけれども、実はやはり集落営農をしていく先で求められるのは、経営的な不安が一番大きいと思います。農家には、やはり振興作物を取り入れるということと、もう一つは、労務管理なり、それから税金の対策なり、経営的な会計の問題と、そういうふだん農家では余りタッチできない部分の経営の不安というのが非常に今も大きいと思います。その部分に、いろいろ考えておられると思いますけれども、もっと積極的に踏み込んで支援をしていくという体制が当然あってしかるべきだと思います。お金のことを余り言うのは何ですが、そういったところを手厚くされるのが本来の施策でないかなというふうに思うわけで、130万というその賞金の額というか、その考え方がどうなのかなというふうに思いますので、そこいら辺のご判断をちょっと伺いたしたいと思います。

それから、農地・水関係ですが、県と国の見解の違いがあったということで、これはどうしてかなというふうに、まだ納得いかない部分がございます。不用額云々の話がありましたけれども、計画段階で本来計画したものをそのままやると絶対不用額というのはあり得ない話でございまして、県の言うとおり、不用額が発生しないから繰り越しを認めないというふうな説明だったと思いますけれども、やはり実際事業をやる場合には、来年度の春にやりたいといいますか、結局、支援金が来るのが遅くなるものですから、タイム差があるものですから、例えば春の雪消えと同時にやりたいとか、そういったものに対応できる資金がなければ現場では作業ができないわけで、そういうことで、ある一定の額を私は繰り越してもいいというふうな方向で検討してもらえないかなというふうにございます。

国・県、それから市と3つの団体で補助されるわけですが、市・県がだめであっても、国の部分で色分けのついたのは支援金ではないというのは十分わかっておりますけれども、一定の割合、例えば国の分の2分の1の、さらにその2分の1ぐらいをめどに繰り越してもいいですよというふうな、そういう解釈はできないものか。市単独ではそういう判断は難しいのかもしれませんが、県なり国なりと協議の場を設けてもいいのではないかなというふうに思いますけれども、そこいら辺の見解をお願いしたいと思います。

もう一点、川のことでございます。サイレンの設置は必要ないというふうにとらえましたけれども、監視カメラで常に水位を監視しているというのは私も知っておりますけれども、この監視カメラで監視して、危険だよというふうな場合に、知事、それから報道機関で市を通して現場の方という流れのようでございますけれども、非常にその間に時間差があるわけです。タイムラグがあるわけで、実際問題、皆瀬ダムの放流が始まって3時間ぐらいで雄物川橋まで来るそうです。そのときにはもう既に遅い段階です。ずっと一連の流れで通報があるといいのですが、前回みたいに夜中といいますか、未明といいま

すか、いわゆる夜間、職員がいない間に通報が入った。前回の場合ですけれども、それが地域局の方までは流れていなかったというふうなことであったようであります。

やはりダム放流と同時にサイレンが鳴りますと、水位の上昇がすぐわかるわけで、実際現場の人たちは、これはすぐ上昇すると、3時間後には上昇するというふうなことで、その3時間の間に対応ができる部分というのは大きいものがあると思います。市長は、絶対要らないとは言わない、県の方にも働きかけていくというようなご判断であったと思いますけれども、さらに強力で押し進めてもらうか、あるいはこれは市単独でサイレンをつけることはできないのかどうか、そこいら辺をお願いします。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 まず、1点目の人件費の削減の中で、地域局の人員が減っているのではないかと、いうふうなことで配慮というものが、必要だというふうなご指摘でございました。これにつきましては、過日もご答弁申し上げたことと大いに関連するわけでありまして、全体として職員は減るわけでありまして、これからも減り続けるわけでありまして、

そういう中であって、本庁といえども全体の仕事をしている部署でありまして、その地域にかかわる仕事をしている部署でもあるわけでありまして、確かに見かけ上の地域局の人員というのは減っておりますし、これからも全体的に見れば減る方向に行かざるを得ないというふうに思っております。そのときに、どういう住民サービスの提供のあり方があるかということは、我々ももっともって考えていかなきゃならないというふうに思っておりますが、全体として減る傾向がある中で、地域局だけ例外的に減らないというわけにはなかなかまいらない。その辺のご理解をいただくように、我々もこれから地域でいろいろ説明申し上げなきゃならないというふうに思います。そういう中で具体的な、減るについてもどういう形で減らしていくのか、そのときサービスはどうあるかということも、我々説明していかなきゃならないというふうに思っております。

農業振興に関しまして、それから給与格差の部分については担当から答えさせますが、ダムの関連について申し上げますと、先ほどご答弁申し上げたとおり、議員のご指摘のようなアイデアもあるわけありますので、今般は皆瀬ダムの放流に伴うものということでありまして、雄物川本流そのものの管理とどういう絡みがあるかとか、管理者が違いますので、その辺のところの調整もやはり必要なのかなと思っている次第でございます。その点に関して、よく機関と、国・県でありますけれども、我々の地元の声として相談申し上げながら、いい対策はないかというふうなご相談をしてみたいというふうに思います。

以上であります。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 格差が依然あるかということでありまして、まず、格差についてであります。今回是正しているのは合併による格差でありまして、合併以前からいろいろ、同じ年代でも給料に違いがあるとか、そういうところには手はつけられないということでありまして、

先ほど申し上げました行政職、合併による格差というものの把握がなかなか難しいんですけども、基本的には全体的に見ながら、この固まりにどうも違いが多くあるという部分を拾い出したときに、ある市町村のところが大きくその部分にあるというふうな場合には、これは合併による格差だというふうな判断をしながら調査をして進めました。その結果、行政職では926名中455名について格差是正を行いました。これは合併による格差があるということでもあります。

それから、技能労務職につきましては、採用年次がかなり違うのとか、前歴換算をしているところとか余りしていないところとか、さまざまなことがありまして、182名中38名に格差があるというふうになりましたけれども、その差が余り大きいために3年間で是正をするということで、20年度までには是正を済ませたいというふうに思っています。

それから、福祉職、保健看護職、医療技術職につきましては、特に福祉職なんかは新たに給料表を設けましたので、この辺のところの格差は全部調査をしまして、269人中104名に格差があるということで、これは19年の4月1日に是正をしようというふうにしていまして、これで合併による格差はすべて終了するというふうに考えております。

消防の方であります、ご存じのように、消防の方は広域消防でやってまいりましたので、合併による格差はないという判断をしております。

それから、同じ年代で同じような場所にいるかということでありましたけれども、年代の若いところでは同じ年代でほぼ同じであります。年齢が高くなるに従って、同じ年代でも給料に開きが出ております。

以上であります。

田中敏雄 議長 産業経済部長。

阿部充 産業経済部長 農業関係について3点の再質問がございました。お答え申し上げたいと思いません。

まず第1点目、メジャー作物の拡大作物以外、例えばシイタケ、果樹等の振興策はいかにあるかということですが、この部分の支援につきましては、夢プランを活用していただきたい、このように思っております。夢プランにつきましては、19年度の予算につきましては、従来どおり計上いたしております。この活用を図っている農家経営の方に役立てていただきたい、このように思っているところであります。

2点目、横手市の明るい農村関係の事業でございますけれども、事業として5項目挙げております。これらはすべてリンクした事業でございます、やはり複合経営の推進、それから農家経営の安定、これが根底にあるわけでございます。何とかこれをうまく活用していただきながら、所得の安定に役立てていただきたいなと思っているところであります。

それから、法人化等の支援についてですが、担い手支援協議会の方でいろいろ対策を検討しております。協議会を通じて支援をしていきたい、このように考えているところであります。

3点目の農地・水・環境保全の関係でございます。次年度事業に対応するためにも、一定の額を繰り越す、これを認めてもよいのではないかなというご質問でございますが、先ほど市長が答弁申し上げましたとおり、県の方では繰り越しは認めない方向ということで打ち出しております。

この交付金の支出でございますけれども、一応県の方で農地・水・環境保全向上協議会というものを設けます。この構成は、県、市町村、それから関係する団体、これらで構成される協議会であります。4月早々立ち上げされますけれども、国の交付金、それから県の負担分、市の負担分、これが協議会の方に納入されます。この協議会から各実施地域の方に交付金が支払われる、そういうシステムになっております。県・市の負担分については、できるだけ早くこの協議会の方に納付しまして、この県と市の部分については、協議会から実施集落地域に早目に交付になるよう、今要望しているところでありますし、協議会の方でも現在検討しているということでもあります。

いずれ市としましては、県の方針に基づいて地域の指導に当たっていきたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げる次第であります。

以上です。

菅 篤 司 議員

田中敏雄 議長 27番菅篤司議員に発言を許可いたします。

27番菅議員。

【27番（菅篤司議員）登壇】

27番（菅篤司議員） お日様も大分西に傾いたところでございますが、またまたあさひが出てまいりました。あさひの菅篤司でございます。皆さんお疲れのことと思いますが、よろしくお願いいたします。

早速質問に入りますけれども、1番の農地・水・環境保全向上対策事業についてお尋ねします。

本事業につきましては、その趣旨には賛同できるものの、当初から国や県のこれまでの進め方に少なからず疑問を抱いてきたところであります。ですが、幾らでも環境が整い、美化が図られるとすれば、ことしは国体を控え、また今後続けていくべき観光促進の面においても有効なものと考えます。そのような判断から、私も地元地域約55ヘクタールの活動組織の代表ということで、参画すべき準備を進めているところでございます。

4月からの事業実施に向けて説明会、ヒアリング、研修会等が行われてきたところでありますが、なかなかわかりにくい、理解しづらいというのが実感であります。特に事務会計的な仕事が難解で、そしてそれに要する時間もかなり必要と思われれます。したがって、この事務会計を引き受けるなり手がなくて、事業に参画したくても断念せざるを得なかったという団体も少なからずあったように聞いております。また、事業そのものについても不安感が抜け切らないのも事実であります。したがって、事業開始までの準備について、また今後事業を進めていく中でも、市の強力なバックアップ、指導と協力が必要と思いますが、いかがでしょうか。

次に、交付金についてお聞きいたします。

事業開始と同時に、カメラなどの事務用品をそろえたり、セメントや砂利などのいろいろな材料や器具等を購入することになります。また、実際の労務に対しての日当や軽トラック等の借上料についてもできるだけ早く支払いすることが、事業の円滑な推進につながるものと考えられます。交付金の支給が7月いっぱいぐらいまでずれ込むようにもお聞きしましたが、先ほどの播磨議員への答弁の中で、市と県の間だけでも早くできないか検討中であるということでしたので、できるだけ早く支給できるよう要望いたしたいと思います。

また、事業の中に、地域の子供たちと一緒に活動する内容のものもありますので、学校の方へもこの事業について周知しておいた方がよいと思いますが、どうでしょうか。通告書には協力要請と書いていますが、表現の不手際で申しわけありませんが、学校への周知の要請というふうに受け取っていただきたいと思います。

2番目の市民歌についてであります。

隣の大仙市や、また由利本荘市などでも市歌が完成し、それぞれお披露目もされたようですが、当市でも、市民に広く、そして長く親しまれる市民歌が必要と思われませんが、いかがでしょうか。一口に広く親しまれる市民歌、言葉で言うには簡単ですが、実際多くの市民に長く歌い継がれるということは大変なことであると思います。ただ単に市歌をつくって制定したからいいというのでは、つくられた一時期間はある程度広められ、歌われると思いますが、徐々に聞かれなくなり、埋没してしまう可能性があります。そうなってしまえば、ほとんど意味がないと私は思います。近隣の市に倣って、横手市も早く制定すべきであると言うつもりはありません。むしろ時間をかけてもよい市民歌をつくり上げるべきだと考えるものであります。

昨年の8月15日、合併後初の全市一体の成人式が市民会館において行われました。若い人が減少しているとはいえ、全市からの集合となると、その人数の多さと新成人の若い熱気に、さすがに圧倒された成人式でありました。セレモニーの後にアトラクションがありました。その中で、アカペラのコーラスグループ、ウスペラズによる秋田県民歌が歌われました。リーダーが大雄の方で、市の歌がまだできていないので、かといって大雄村民歌を歌うわけにもいかないで、県民歌を歌わせていただきますという冗談で笑いを誘っておりました。県民歌が始まって間もなく、それまでやや騒々しいところもあった新成人たちが、次第に静まり返ってまいりました。そして、私自身も不思議な興奮に包まれてきました。歌のうまさもさることながら、私からすれば子供ぐらいの年代の若者たちが、それよりさらに若い新成人たちに、はるか前につくられた県民歌を聞かせている。そして、その曲の魅力に聞き入っている。私は思わず新成人に対して県民歌を自慢したいような、また歌ってくれた若者たちに感謝したいような大きな感動を胸に、帰ってまいりました。

ここで、この県民歌を例にとって市民歌への私の思いを少し述べてみたいと思います。

秋田県民歌は、秋田県出身の作曲家で、「浜辺の歌」や「歌を忘れたカナリア」で知られる成田為三

氏によって昭和5年に作曲されました。戦前の困窮の時代にあって、多くの県民の心をとらえ、歌い継がれ、また秋田を遠く離れた人には、口ずさむと涙を流すほど愛された県民歌であったようであります。そして、戦後の再興期を経て大きく経済成長へ向かおうとする昭和34年、秋田まごころ国体開催の2年前に、県内公募によって「朝あけ雲」の県民の歌ができ上がりました。県内が国体開催一色の中で、新しい県民の歌は多くの県民に歌われ、秋田県の元気と躍動を醸し出す役割を果たしました。県民の歌が広がってからは、前の県民歌はすっかり影をひそめ、その存在すらも忘れられるようになりました。

そのような中で、昭和43年、明治100年を記念に「大いなる秋田」が作成され、その中に組み込まれた秋田県民歌が再び脚光を浴びることとなります。県外でも評価の高い「大いなる秋田」であります。県民歌によって大きく支えられていると言われていたようです。そして、誕生から70年以上たった今も若い人に引き継がれ、歌い続けられています。ぜひ我が横手市にも、すぐれた格調と時世を超越した詩を持つ、市民の心の中に長く生き続ける市民歌を望みたいと思いますが、どうでしょうか。

3番目の除雪の滑りどめについて質問いたします。

この質問は私の発案ではなく、一市民からの提案でございます。昨年の11月の新聞だったと思いますが、魁紙の読者の声の欄に投稿がありました。雄物川町の70歳代の男性の方からで、除雪直後の路面は滑りやすく危険である。除雪後の雪面に一定の間隔で小さい溝をつけることで滑りを防止できないか、除雪ドーザーの排土板といいますか、その先端にバリカンの先のような簡単な装置を取りつけることで、滑りどめのギザギザをつけられないか、試験的にやってみることはできないものかという内容のものであります。高齢の方が転んでけがをしてしまうことは、そのまま寝たきりにつながりかねない重大な問題であります。また、除雪後に少し新雪が降った状態では、若い人でも頭を打ってしまうような転倒も考えられます。

この提案は、除雪を必要とする多くの自治体が対象になると思いますが、全くすばらしいアイデアであり、もし実用化できたならば、大変なことであると思います。同時に、横手市内の一市民の貴重なアイデアをこのまま埋もれさせてはならないということで、取り上げさせていただきました。来シーズン試験的にできないものか、お伺いします。

最後の質問になりますが、合併して県下第2の都市になったとはいえ、各地域においては生活空間はほとんど変わらないのが実情であります。これまでの一般質問でも、寿松木孝議員と高橋大議員、そして木村清貴議員からも、それぞれの課題とさまざまな角度から各地域の実情についての質問があったように思います。私も、合併によって全市の平均化、均一化が優先され、実行されてまいりましたことに、多少の疑問を持つ昨今であります。

合併の目的の一つであるコスト削減のためには、均一化を図らなければならないことも多くあると思います。しかし、地域の実情によっては、均一化すべきでないところもあると考えるものであります。旧大雄村では、消友会への交付金は予算化されていましたが、合併協議の合意によりなくなりました。全市的に見れば消防OB組織が少ないというのが理由であります。均一化ということからすれば、その

とおりだと思います。しかし、日中の人口の動きを見てみますと、特にばりばりの若い人が、同じ市内の中で町部に集まる傾向にあると言えると思います。日中は、人口密度の少ない地域ほど人が少なくなり、密度の高いところへ集まることになります。これも市域の実情だと思います。

消友会の功績については、昨日高橋議員が述べられましたように、本当に大きなものがあります。特に大雄地区の場合は会員の人数も多く、消友会のみならず、ほかのいろいろな団体活動への指導も担って、高齢の方を励ましたり、日中、若い人たちが少なくなる地域を支えてくれています。高橋議員からの提案の全市的な消防OBの会ができれば本当に理想だと思いますが、難しいとの答弁でありました。そして、従来からある組織については支援を続けていくとのことでしたが、積極的に支援し、現在ある組織を十分に機能させていくことが、広い見方でコスト削減につながると考えていますが、いかがでしょうか。

以上で、壇上からの質問を終わります。

田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 まず1点目ではありますが、農地・水・環境保全向上対策事業についての中の一つ目、市の指導と協力をとということでございました。

これにつきましては、あくまでもこの事業、地域活動に対して交付金が支払われる事業でございまして、市と地域が活動について協定を結んで、それを地域が実行に移す。その協定が確実に履行されたか市が確認しなければならないことから、事務局を市が担当することはできないわけではありますが、実施主体の一員として市職員が事務担当者になることは可能と思っておるところでございます。事業の円滑な遂行については、これまで同様、本庁、地域局が一体となりまして積極的に指導してまいりたいというふうに思っている次第でございます。

この項の2つ目に、交付金の支払いについてでございましたが、先ほどのご質問でも答えたところでございますが、県・市の負担金分を協議会に早期に納入いたしまして、その分だけでも早く支払いができないものか、地域協議会において協議、検討をする予定でございます。また、国の補助金についても早期の支払いというものをこれからも要望してまいりたいというふうに思っております。

3つ目に、子供たちの参画、いわゆる学校への周知の要請についてでございますが、子供たちが生産活動や環境問題を考えながら、親や地域の人々と一緒になって地域活動をするには意義があると思いますし、非常に大きな教育効果というものが期待されます。そういう意味からも、学校や教育委員会側と連絡をとりまして、また協力をお願いしながら、児童・生徒が進んで地域行事に参加できるような体制づくりというものを進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

大きな2つ目に、市民歌についてお尋ねがございました。その中で、例として成人式の模様、あるいは秋田県民歌の話等々、県における歌の魅力について、事例として挙げられましたけれども、合併後5年以内に制定するというにしておったわけではありますが、近隣の市では既に制定したということは

議員ご指摘のとおりであります。私どもといたしましては、一体感の意識がある程度醸成された段階での制定というのが望ましいというふうに考えておりました。その方が、議員ご指摘にもあるように、より市民の方々に親しまれ、愛される市民歌になるものというふうに思っている次第でございます。

制定の仕方、手法については、他市の例も参考にさせていただきながら、広く市民の皆様からご意見をいただいた上で、本当にいろんな場面で県民歌みたいに歌っていただき、感動していただけるような市民歌にしたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

1つ飛びまして、消友会についてのお尋ねがございました。もう議員ご指摘のとおり、消友会組織があるとこゝろないところ、いろいろございましたので、合併協議の中で公平を期すため廃止したものでございますが、日ごろから消防団活動や火災予防組合活動にいろいろなご協力をいただいております消友会もあるわけでございますので、この活動に対しましては、市が今後とも支援をしていきたいというふうに考えているところでございますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

以上であります。

もう一点は、担当の方から答えさせていただきます。

田中敏雄 議長 建設部長。

佐藤賢一 建設部長 3番目の除雪についてお答えを申し上げたいと思ひます。

除雪作業後の道路は歩行者にとって非常に滑りやすく危険だということで、その対策をとということだというふうに受け取りました。そのことについては、実は除雪車に、レーキといって、くま手のようなものを取りつけるという方法があるようであります。技術的には可能だということが確認できたわけありますけれども、他の市町村にはなかったわけありますけれども、これについて国土交通省の方に問い合わせをいたしました。使用実績があったわけありますけれども、その結果、舗装路面の損傷が非常に激しいという結果が出たようであります。さらに、削り取られるために、一部雪が非常に道路に残るといふことで、かえって歩きにくいという結果になったようで、現在は使用されていないということ伺いました。この技術については、十分効果が得られなかったという結果のようであります。

ただ、機械装置というのは、まさにその改良は日進月歩でありますから、この後どんなふうに改良されるか、ぜひ情報には目を配っていきたく思ひますし、我々もみずからの研究もぜひ進めていかなきゃいけないなというふうに思っております。いずれにしましても、今後とも議員がおっしゃるように、歩行者にとって本当に安全で冬の道が確保できるように我々も研究をしまひたいというふうに思っております。

田中敏雄 議長 産業経済部長。

阿部充 産業経済部長 農地・水・環境保全の交付金の繰り越しについて、ただいま開会中の県議会においてちょっと情報が入っておりますので、紹介したいと思ひます。

県議会の農林水産関係の委員会におきまして、県の方で次年度対策として一部繰り越しを認めてもよい旨の答弁があったと、そういう情報が入っております。ただいま、この情報を確認中であります。た

だ、市としましては、県の方針に歩調を合わせて対応していきたいと考えておりますので、県の方向を見きわめながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

田中敏雄 議長 27番菅議員。

27番（菅篤司議員） 市民歌について少し申し上げます。

旧大雄村にもすばらしい村民歌がありました。ただ、やはり農村の進歩といえますが、農家の情景に合わなくなった歌詞の部分もありました。その時代の情景に合わないとは敬遠されがちでございます。それで、なかなか歌われなくなったという経緯もありまして、それではもったいないということで、私はその部分を抜いてでもいいから、防災無線等で村民に週に1回ぐらいとか流してはどうかという発案をしましてやっていただきましたけれども、やがて防災無線の近くの方から、うるさくてしょうがないと、そういう苦情がまいてきて、本当に幾ら歌がよくても、広めて歌ってもらおうということは大変だなということですが、このような経験も踏まえまして、新しい市民歌が市民の皆さんに本当に広く知っていただいて、ずっと歌い続けられるような方策を今から練っておりますので、みなぎっておりますので、これは市民歌ができたときに改めてご提案したいと思っておりますけれども、どうかよろしくお願いたしたいと思います。

次に、消防団員、消友会の件ですけれども、消防団が実際の火災消火の経験が豊富というのは、これは大変な事態だと思っておりますので、消火体験が少ないほど火災が少ないということだと思っております。したがって、数少ない有事の経験の中で、消防OBのキャリアは、特に水利関係等では本当に貴重であります。今後の一層のご支援をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

田中敏雄 議長 暫時休憩いたします。

再開時間を午後4時にいたします。

午後 3時39分 休憩

午後 4時00分 再開

田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議時間の延長

田中敏雄 議長 本日会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

佐藤誠洋 議員

田中敏雄 議長 7番佐藤誠洋議員に発言を許可いたします。

7番佐藤誠洋議員。

【7番（佐藤誠洋議員）登壇】

7番（佐藤誠洋議員） さて、私でこの3月議会定例会一般質問最後となりましたけれども、一息入れて、皆様方も少しほっとしたところであると思います。時間調整も十分できたことと思いますので、議長にはご配慮、大変ありがとうございます。

では、始めます。

まずもって、この3月にご退職される職員の方々には、長年のご労苦に対しまして深く敬意を表します。今後もお体をいたわりながら、市政発展にご協力いただければ幸いです。

また、去る2月10日に平鹿町商店街における5棟を全焼した火事において、お二人の方々が負傷され、同月17日に外ノ目で発生した火事において、お一人の方が亡くなられたことに対しまして、ご冥福をお祈り申し上げるとともに、被災されたの方々には心よりお見舞い申し上げます。また、その際の消防本部、地元消防団、炊き出しなどを行っていただいた地域の方々、地元職員の方々の自発的で献身的な働きに感謝申し上げます。

平成19年度は暖冬で、降雪量も少なく、穏やかな年明けとなりましたが、農産物の低価格、かまくらでは雪不足で運搬費のかかり増しなど、一方では除雪費や除雪支援の軽減など、さまざまな分野で地域経済に影響を及ぼしているようであります。また一方で、中央経済状況はバブル期をしのぐ回復傾向にあると言われているものの、地域の状況は依然厳しいものとなっており、労働者の流出や少子化に歯どめがかからず、地域経済に大きな影響を及ぼす状況となっております。

そうした中で、我が横手市政も予算編成が2年目を迎え、その真価を問われる年であろうと思います。我々一同、市民の目線に立ち、立ちどまることのない改革の中で前進していかなければならないと思います。

さて、3月議会も日程からは中盤ですが、今回の議会のキーワードは、見通しの甘さ、説明不足、思いやりの欠如ではないかと思えます。私からは4点について伺いたいと思えます。

まず初めに、国体について伺います。

まだまだと思っておりましたわか杉国体も、もう目前に来てしまいました。我が横手市でもリハーサル大会や式典、宿泊など、準備の終盤に追われていることと思えますが、市長の施策方針の中では、競技運営の状況報告をいただきましたが、各種目の会場準備、特に施設整備についてはどのような対応をしているのでしょうか。設備に要する用具関係の確認や障害者対策整備などはもちろんですが、特に会場設備についてはどうでしょうか。また、国体開催に対して、地元の機運の高まりを進める施策はどのようなになっているのか、お尋ねいたします。

さて、昨年土田議員がグリーンスタジアムの選手名表示に加え、平鹿球場のチーム名、得点表示で要望された軟式野球会場のスコアボード電光設備整備についてであります。その後どのような対応や対策を行っているのでしょうか。午前中は市長にご配慮をいただきまして、どうもありがとうございました。佐藤徳雄議員同様、私と2人ともそうですけれども、関係するの方々にも市長の積極的なご答弁を期

待するものでございます。

このたびの当初予算には計上されておらず、地元の住民を初め、野球関係者の方々は非常にがっかりされているようであります。関係者は心から要望されていることですが、国体を開催するに当たり、市でみずから整備する姿勢が必要ではないかという観点に立ち、質問、要望をするものであります。

軟式野球一般Bは、9月29日から10月3日まで平鹿球場、大森球場、スタジアム大雄で行われる予定です。ゲームの中で、選手、観客が最も注目するのは点数表示です。その電光化の状況は、大森球場とスタジアム大雄がカウント表示とチーム名及び得点表示がされており、問題はありません。平鹿球場は全体的には最も整備されていて、選手、野球関係者から高く評価されておりますが、カウント表示のみであり、ゲームの中でチームも観客も一番注目する点数表示が電光化されておらず、支障を来しております。

現在、平鹿球場の点数表示の対応は、中学、高校は部員がスコアボードに入って対応し、社会人の全県大会などの大きな大会には、野球連盟で人員を動員して対応しています。しかし、ネット裏記録担当とスコアボード担当が電話連絡のやりとりで点数板を手動差し込みで表示しているため、表示まで時間がかかるし、また複雑な得点ケースでは間違えたり、スムーズな対応ができない場合がたびたびあります。また、その間にゲームが動いてしまうという状況もあります。

昨年の土田議員の質問の際、教育次長が得点は放送で知らされているような答弁をされておりましたが、実際の現場では、回の交代時にその回の得点は放送しますが、得点のたびごとに放送する余裕はなく、さきに述べた状況にあります。電光掲示では、ネット裏で一元的に操作するので、先攻、後攻のチーム表示、回の交代、得点が瞬時に表示できます。

ここで、平鹿球場のチーム名、得点表示が未整備になった経緯を述べますと、球場改修費、球場周辺の駐車場、道路などの整備経費を総体的に検討した中で、当時の設計で4,000万円ほどの経費を要する電光掲示から、チーム名、得点表示が削除されました。また、その後は合併協議が進む中で、駆け込み的な事業は慎むべきとの、いわゆる紳士協定を守った経緯もあります。

以上のような経緯があったわけですが、実行見積もりをしてもらったところ、昨年11月20日に2,470万円の見積もりでありました。さらに、グリーンスタジアムとの一括工事に際しては、さらに価格値引き調整に応ずる旨の見積もりを得て、市長に提示いたしました。新横手市の最大のイベントである国体を開催するに当たって、合併により3球場が横手市の施設として国体に臨むものであり、特に平鹿球場はメイン球場でもあります。旧町では対応できませんでしたが、新横手市としての3球場が同じ条件で全国の選手や観客、そして地元のファンに満足してもらえるように整備を望むものであります。

昨年の議会で、土田議員が2回にわたってグリーンスタジアム選手名表示の要望と一緒に、平鹿球場のチーム名、得点表示を要望し、また本年度の当初予算に当たっても関係議員で要望いたしましたが、予算化されておられません。野球は、子供たちのスポーツ少年団から中学生、高校生はもちろん、社会人野球、50歳野球のように、その裾野は大変広く親しまれているスポーツであり、整備後も市民にます

まず利用されるだろうし、横手市での大きな大会も招致できるものと思います。市の財政は依然として厳しいものとは思いますが、交付税が18年度当初より最終23億9,000万円ほど多く入る見込みと伺っております。国体は9月末の開催であり、6月補正対応でも十分に間に合いますので、対処願うものでありますが、市長の所見を伺います。

次に、18年度予算執行と流用についてお尋ねします。

18年度予算執行も終盤を迎え、厳しい財政事情にもかかわらず、工夫と緊縮の上で執行されておりますことに感謝申し上げます。

さて、このたびの補正で、18年度普通会計予算額は純計で当初457億8,804万3,000円から502億6,135万7,000円と、その差額は44億7,331万4,000円と大きく増額されております。数々の補正と工夫を組み合わせながら対応してきていると思いますが、伺いますと、かなりの件数で流用がなされているようです。18年度予算の全合計流用額と流用の最高金額を示していただきたいと思います。

本来であれば、必要である予算であるから、必要なだけの額を組み、予算審議を行い、妥当として組まれたものであります。予算が過不足を生じたからと安易に流用してもよろしいのでしょうか。確かに、法的に合致した予算執行であると認識しますが、額によりけりの部分もあると思います。当初予算の見積もり誤り、もしくは、つきにくい予算を流用でとの考えもあるのではないのでしょうか。町村予算のように隅々まで目の行き届いた内容報告を議会へ提出することはかなり難しく、事務執行が多岐にわたり、面倒な部分もあり得ると思いますが、一たんは減額補正し、その後予算化するのが筋ではないでしょうか。また、流用するにしても、限度額を設けるなど規制を設けるべきではないのでしょうか。新横手市としての予算事務規則が必要であり、便宜上のこれまでの市の例に倣ったものではないと思います。

また、さきの県議会の建設常任委員会の質疑で、入札の請負差額はどのようになっているのかチェックできないとありましたが、当市におきましてはどのようになっているのでしょうか。

市長は、協働のまちづくりを目指していると言われます。協働のまちづくりを進めるには、お互いの信頼関係の構築が最も重要であります。信頼関係の構築には、まずは横手市の予算執行がどのように行われているのかを、親切に相手を思い、情報公開することが大事であると思います。議会が通れば、市長権限で議員も知らないまま流用が行われるということは好ましくありません。我々は、市民の負託を受けてここに存在しております。実質的には予算の補正であり、可能な限り議会に諮るべきです。また、決算時においては、特に詳しく流用や予備費の充用は説明するべきです。情報公開を親切に行うことが信頼関係の構築を図り、協働のまちづくりの基礎となるものと思います。法律のできる規定で権限を執行する際は、みずからを律することをしなければ、人心は得がたくなります。市長の見解を伺います。

予算が緊縮型予算であり、19年度普通会計予算は純計、前年度当初比では約9億3,000万円増額されているものの、18年度補正後の比較では約35億4,000万円の減額予算であります。枠内配分の中で内容を工夫した事業計画を進めるためには、なお一層の明確化した計画性のある予算計画が必要であると思います。今後どのような執行を行うのか、お考えを伺います。

次に、除雪と雇用対策について伺います。

本日の魁新聞にも「暖冬で業者が悲鳴」という記事が載っておりましたが、除雪と雇用対策について、特に施政方針で触れられておりませんでしたので、伺います。

さきにも述べましたが、ことしの冬は昨年とは打って変わり、近年まれに見る暖冬となり、除雪出勤回数が大幅に減ったことと思います。昨年の大雪の教訓として、除雪機械の設備投資を行った市もあるようですが、横手市の除雪に対する執行状況はどのようなものでしょうか。

我が横手市の執行部の方々は、どんな気象予報士にもまさる方々で、ことしの暖冬を予想していた除雪費の当初予算でした。昨夜からの雪も恐らく予想されていたことと思いますが、補正も流用もなく、まことに見事な予算執行です。

さて、市内の流雪溝利用組合の監視員費用の問題がさきの魁新聞に掲載されておりましたが、雪が降った場合、いつでも稼働できるための監視員であるため、雪が降らなくても流雪溝設備の見回りや補修などの対策をしているので、その費用はゼロではないとの報道でありました。確かにそのとおりだと考えます。

この例を除雪対策に置きかえますと、冬期間の除雪臨時職員も同様の考えであると思います。しかし、大変厳しい話をするわけですが、高速自動車道の除雪体制は、正・臨時職員が常時毎日出勤体制ではなく、降らなかった場合は必要最小限人員体制で出勤割合に応じた賃金体制をもとっているようです。臨時職員のほとんどが夏場農業経営者であり、その雇用対策の意味合いもあると考えますが、本年のような雪が少ない場合、臨時職員側も使用者側も大変厳しいものがあると考えます。今年度雪が降らずに、出勤してきた臨時職員の各地域局での作業はどのようにして対応したのか伺います。

県では、融雪剤散布は原材料も含め金額的には変わらないし、除雪機械の整備費などの經常経費も雪の量で変わるものではないとのことでありましたが、さまざまな角度で考えてみますと、創意工夫の予算編成が必要であります。臨時職員の安定的な確保が大前提であります。例えば、固定給プラス稼働率型などといった思い切ったやり方も必要な時期に来たのではないのでしょうか。お考えをお聞かせ願います。

新年度予算編成は、昨年度と異なり。枠配分予算編成に取り組むなど斬新的な予算編成を行ったとのことですが、除雪の予算編成の方法についてどう取り組んだのか、これからどのようにしていくのか、世界的に気象異常が伝えられている中で、どのように進むのかを伺います。

次に、4点目ですけれども、民生児童委員改選と地域福祉活動のあり方についてお尋ねいたします。

少子高齢化問題、介護保険問題、藤里町や大仙市での児童虐待、障害者対策、自立支援の問題など、改めて私から申し上げるまでもなく、生活を取り巻く環境は複雑かつ多岐にわたり、大変な状況となつてきております。特に高齢化社会でのひとり暮らし老人は年々増加しており、民生児童委員による安全確認活動や社会福祉協議会事業、介護保険対策の推進では対応し切れない状況が進んできております。

そうした中で、本年は民生児童委員の改選期に当たりますが、合併により定数基準が変更となり、大

幅な人員減となるようであります。また、単純なる世帯数に対する基準人員であり、世帯数の少ない市街地以外の地域、特に中山間地域では大きく減少し、市街地では大きく増加となるようであります。

我が横手市の人口減少を見ますと、月平均80人以上、年約1,000人の減少で推移しているようであり、このままで進みますと、5年後には10万都市ではなくなる状況であります。今後県内でも、昨日木村議員からお話があった集落崩壊地域が2けた台と予想され、横手市でも中山間地域では同様な状況が進んでいくと思われま。

しかし、このような中山間地域こそ、高齢化やひとり暮らし、自立支援対策が必要で、地域福祉活動を担う民生児童委員の活動支援が必要不可欠であると思えます。さまざまな調査相談活動や情報伝達、連絡活動、生活支援など、民生児童委員の役割はますます大きくなってきています。

改正基準では、現在のところ10万人以上の国基準に従いますと、およそ市全体では100人以上の減員となることが予想されます。このことは地域福祉活動対策の大きな障害になるばかりではなく、市の維持にも大きく影響してくることになるとも思えます。県議会でも問題となり、知事も柔軟な対応との発言もありますので、基準変更には地域事情を考慮し、市民生活に最大限影響の少ない配置をするべきとも考えますので、市の今後の考え方についてどのように改選を行うのか、ご答弁をお願いします。

以上、4点について質問いたします。

田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 4点お尋ねがございましたけれども、まず1点目の国体開催と施設整備についての項にお答えを申し上げたいというふうに思います。

準備の状況についてでございますが、昨年開催されましたリハーサル大会での検証を踏まえまして、実施本部体制についての見直しを図りまして、当初、職員600人体制というもので考えておったわけがありますが、8月5日に実施いたします大会旗炬火リレーを含めまして、約450人体制で臨むことになりました。また、登録ボランティアを中心とした市民協力員については、1日当たり約200人から300人体制といたしまして、延べ2,500人の方々にご協力をお願いする予定でございます。募集人員400人を目標に、今月初めボランティア募集のチラシを全戸配布したところでございます。

国体を盛り上げる市民運動につきましては、2月19日までに山内地域局と横手地域局との合同推進組織を初め、各地域局管内に国体推進組織が結成されました。各競技会場の心のふれあい場でのおもてなしを初めとする地域の特性を生かした取り組みによる国体の盛り上げが期待されるところであります。また、市内小・中学生によります出場県応援のぼり旗の作成や歓迎飾り花の栽培、横手市の記念品として杉の集成材を活用したコースターの作成などのスケジュールも固まり、その準備に入ったところであります。このほか、学校応援動員についても実施することで輸送計画の策定に入っております。

競技関係であります。大会実施要綱も決定し、間もなく印刷に入りまして、3月下旬には各都道府県競技団体等に発送する予定であります。また、競技役員についても、4月の最終役員編成に向けて、

役員個人に対する第1次の協力確認調査を始めたところであります。7月には全競技役員に日本体育協会から、市民協力員を初めとする実施本部員には横手市実行委員会から、委嘱状を送付することになっております。現段階では順調に準備作業が進んでおるところであります。引き続き議員の皆様にも市民運動を初めさまざまな分野についてご協力をお願い申し上げたいというふうに思います。

施設の方の状況でございますが、平成13年度に実施されました中央競技団体視察の講評を踏まえまして、合併前の旧市町村において指摘事項の改善を中心とした工事が終了しております。一方、受け入れの関係につきましても、軟式野球場においては横手グリーンスタジアムと沼館野球場を、バレーボール競技では平鹿体育館、大森体育館、山内体育館、大雄農業者トレーニングセンター、十文字B & G海洋センターを新たに練習会場に加え、チームの宿泊先に近い場所、余裕を持った練習場所の提供に努めることにいたしました。いずれにいたしましても、悪天候などの不測の事態にも対処できるよう万全の体制で臨みたいと考えております。

お尋ねがございました平鹿野球場及びグリーンスタジアム横手にかかわる電光表示に関してでありませんが、これにつきまして、特にグリーンスタジアム横手は別にいたしまして、平鹿球場については、国体実施施設として関係競技団体から特に改修の必要性があるという指摘を受けたものではないというふうに伺っているところでございまして、国体に向けての整備としては外れたというふうに理解しております。ただ、グリーンスタジアム横手もそうではありますが、地域の今後のさまざまな野球にかかわるイベントのためには、力点を置かなければならない施設であるという認識はいたしておるところでございますが、平成19年度当初に当たっては、財政の規模の問題等々もございまして、予算化は見送らせていただいたところでございます。その整備の必要性については理解をしているところでございますが、いましばらく時間をいただきながら、何とか整備できるような方向で検討を進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

それから、2つ飛びまして、4番目の民生児童委員の改選等々についてでございますが、ご指摘のとおり、国の基準どおりにまいりますと、現在10万人超の人口でございますので、最大の定員で現在の345名から110名減員するというような試算をいたしております。余りにも減員幅が大きいわけございまして、これではまことに心もとないということで、現在、事務レベルで県及び各地区民生児童委員協議会等々の調整を進めておりまして、例えば、ご指摘のように遠からず10万人を切る事態が想定されます。それに向けまして、例えば10万人未満のレベルでまいりますと、多分ではありますが、34名減ぐらいで済むのかなというふうに試算しておりますので、そういう形で激変緩和と申しますか、そういうことで折り合いをつけることができないか、そういう交渉を強力にこれからもしてまいりたいというふうに考えております。いずれご指摘を待つまでもなく、民生児童委員の方々のご協力なくして地域のさまざまな身近な福祉の増進というのは願えない、期待できないところでございますので、大いに努力をしてまいりたいというふうに思っている次第でございます。

2つ目と3つ目、それぞれ担当の方からとりあえず答えさせていただきたいと思っております。

以上であります。

田中敏雄 議長 財務部長。

高橋健幸 財務部長 私の方からは、流用についてお答え申し上げたいと思います。

まだ18年度の途中なわけなんです、18年度の2月末現在での一般会計と特別会計を合わせた流用の件数と額について申し上げたいと思います。

流用の件数で約1,500件ほど、それから流用の合計額は約2億700万円ほどになっておりまして、大変大きな数字になっております。この主な原因は、平成18年度の当初予算編成が合併直後であったことなどから、予算科目の計上の仕方が、旧町村の計上の仕方があったこと、つまり統一調整に欠けてあったことなどがまず1つ。それから、同じ目であっても横手市の予算は事業立て予算を採用していると、そういうことなどから大変大きな数字になっております。例えば、シルバー人材センターの委託料が賃金に計上されてあったり委託料に計上されてあったり、あるいは同じ事業であっても、手数料に計上してあったり使用料に計上してあったりと、そのような統一性に欠けてあったなど、そのようなことで反省しておるところでございます。19年度予算では、そこら付近の統一を図って予算計上をしたつもりでございます。また、施設の突然の故障、例えばポンプの故障とか、市民の方に迷惑がかからないように早急に整備をしなければならない、予期できなかった事例に対する流用などもたくさんあるわけでございます。そういうわけで、流用件数が非常に多くなっております。

予算については、十分な調整の上で当初予算編成がされたわけなんです、その後の予算に過不足が生じた場合は、議員がおっしゃるとおり補正予算で対応するのが本来の姿であります。今後の予算執行にありましては、流用の適否について十分留意しながら、予算執行権の乱用に当たらないよう、適正な執行に努めてまいりたいと思っております。

なお、流用の最高額は1,238万7,000円、これは3款の精神障害者地域生活援助事業にかかわるもので、当初予算では19節の負担金補助及び交付金に予算措置しておったところでありますが、自立支援法の施行などに伴いまして、20節の扶助費から支出しなければならなくなったことなどにより、流用により対応せざるを得なかったということでありますので、ご理解していただきたいと思っております。

以上でございます。

田中敏雄 議長 建設部長。

佐藤賢一 建設部長 除雪と雇用対策についてお答えを申し上げたいと思います。

今冬のような暖冬時には、除雪作業員の効率的な運営という点では、まさに徹したつもりであります。例えば除雪作業時以外でありますというと、1つは排雪作業を進めようと。それから、道路とか側溝とか舗装などの補修も大分進みました。さらには、カーブミラーだとかそういう道路の附属物の保守点検、あるいは清掃など、そういったところを相当進めたところであります。

さらに、例えば公営住宅で政策空き家になっていて、やがてほごさなくちゃいけないというものがあったわけですが、これは外注しなくちゃならないということで計画しておったんですが、この際

自分たちでやれないかということで、作業員が頑張っただけを解体するということまで、実は今冬徹底してやったわけでありまして。そういうことで、できるだけ議員がおっしゃるように効率性のあがる作業に振りかえた勤務体制を今冬はとったつもりであります。流雪溝についても同様であります。

しかしながら、議員ご指摘のある高速道路の除雪体制との比較の問題であります。これについてちょっと問い合わせをしたところでもあります。高速道路については、24時間体制の中で人員を待機させるという態勢をしいているようでもあります。ですから、24時間ありますから、高速道路の性格上、交代制をとらざるを得ないということのようでもあります。ですから、時間的に拘束をするという意味では、横手市とその雇用体制は基本的には相違はないんじゃないかというようなお話をいただいたところでありました。

除雪あるいは流雪溝の作業について、作業を行うときだけの雇用条件という考えというのは、なかなか難しいわけでありまして。人を常に待機させておくがゆえに、例えば雇用者の保障をしっかりとできるとか、あるいは機械をしっかりと確保できるとか、そういったことがあるわけでありまして、一概に経済性とか、あるいは合理性という面だけで必ずしも効率的な運営という点ではなかなか難しいなと、なじまないなというふうな考え方をしているわけでありまして。

特に、私どもの市では昨年から2人乗り乗車を実施したということもあります。ですから、経験者とか、あるいは資格者を十分に確保するということが、年々実は難しい状況になっていまして、さらにそういう不安定な雇用条件とした場合には、人員の確保というのは非常に難しいなということを実感しているところでもあります。しかしながら、そうはいっても、議員がご指摘のように、効率性の高い雇用体制をとる点では、我々はやはり常々考えていかなきゃいけないなというふうには思っているところでもあります。

そういう中で、ご指摘の中にあつた19年度の予算を組むに当たってどうなんだというお話をいただきました。19年度の予算を組むに当たっては、1つは、これまでの各地域のサービス水準を絶対落とさないということは、合併当時からそうでありましたから、これは今回もそれをやろうというふうにいたしました。さらには雇用の人員を含めて、機械の数を含めて、それも現状から落とさないようにしようということを考えました。

そういったことを基本にしながら組んだわけでありましてけれども、今現在、各地域局ごとに出動回数が実は大変まちまちになっているという状況があります。そのところについても大分議論いたしました。しかしながら、現在のサービス水準を落とさないためには、いまま少しやむを得ないのかなというふうに思いまして、そういうことをベースにしながら組んだわけでありましてけれども、今我々、議論がもう来年度に向かって始まっていますけれども、それには除雪体制のあり方は、地域ごとにばらばらじゃなくて、例えば平野部とか山間部とか、それから特に除雪車の入れないところとか、そういったところをできるだけ市内全域が均衡とれるような除雪体制をとることで、もっともっと効率のよい除雪体制ができるんじゃないかとかという議論は、もう始まっているところでもあります。

ですから、そういったことをもっともっと内部で議論しながら、議員がおっしゃるような効率性なり、市民からもっともっと理解いただけるような、あるいは協力いただけるような除雪体制をこれからもつくっていききたいというふうに思っております。

ありがとうございました。

田中敏雄 議長 7番佐藤議員。

7番（佐藤誠洋議員） 平鹿球場の電光表示についてであります。私なりに都合のいい解釈かもしれませんが、これは整備していただくというふうな答弁だったと思うんですけれども、さっきの市長のご答弁の中で、球場が未整備であった経緯というのがよくわからなかったわけですけれども、去る3月2日に、競技団体である全日本軟式野球連盟の山本専務理事という方が訪れまして、球場視察を見た際、この球場で点数表示の電光表示がないことを大変残念だとコメントして帰られたそうです。そうした経緯もありますし、当然予算があるわけですけれども、9月の国体に間に合うようにぜひ整備していただきたいと思っておりますので、そのところをもう一度、私、ちょっと都合よく聞いているかもしれないので、よろしくお願ひしたいと思っております。

もう一つは、流用の点でございますけれども、この予算規模で2月末現在2億700万という金額でございますけれども、予算の組み方が、例えば私どもの旧平鹿町の予算とは組み方がちょっと違うわけですけれども、平鹿町におきましては、平成16年度普通会計が68億8,000万ほどでしたけれども、年間の流用額は100万5,000円です。こういった点からしますと、非常に横手市の流用額というのは、私ども小さな町から来た者にとっては非常に大きく感じるわけですけれども、安易にやられているのではないかというのが、この1年間というか、今までずっと思ってきたわけでございますけれども、市長はこの2億700万という金額にどのような感想をお持ちだったのか。その2点をお尋ねいたします。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 3月2日に国体の関係の方が来られたという話は今初めてお伺いしましたし、その中身についてのお話も今初めて伺ったところでございますが、当初から私どもの担当が、平鹿球場の国体にかかわる部分については、議員ご指摘のような電光掲示の必要性を特に指摘されていなかったということもございまして、国体に間に合わすという意味での優先順位は高くなかったと、こういうことでございます。

ただ、これはグリーンスタジアム横手もそうありますが、この地域の横手市のさまざまな野球にかかわるイベントをこれからも定期的に強力に開催することを支援していきたいというふうに思っておりますので、そういう面では整備をする必要性については感じていると。ただ、国体に間に合わせるというわけにはなかなかいかないのかなと。そのために少し時間をいただきたいというのは、そういうふうな意味で答弁申し上げたところでございます。

それから、流用についてですが、確かに財務部長が説明申し上げたことで、大幅な流用に至った経緯はご理解いただけたかと思っておりますが、だれにとっても、そういう説明をきちっと聞いた上でなければ、

2億の流用というのは大変びっくりする数字であるというふうに私も思います。こういうことがちゃんとした説明もないままに流れるというのは非常によろしくないことでありますので、しっかりとした説明をするように、これからも心がけなきゃならないし、何よりも流用を減らす努力というのはしなきゃいけないわけでありますので、それは財務部長が答弁したとおりにきちっとこれからやるようにさせていただきますたいというふうに思います。

田中敏雄 議長 7番佐藤議員。

7番（佐藤誠洋議員） 電光掲示の件ですけれども、行政は、もとより1円でも死に金といいますが、むだな金という概念があるわけがない、ないわけでございますけれども、この電光表示に関するお金は生きたお金、これは将来性のある投資だと思えます。また、それを横手市として3球場が同じ条件で国体に臨むという姿勢をぜひ示していただきたい、そのように思います。思ったよりも交付税が入ってきたことでもありますし、ぜひ生きたお金を使っていただきたいというふうに思います。もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

もう一点、除雪につきましては、最後まで気を抜かずに有終の美を飾っていただきたいと思えますので、もう一言よろしくお願ひいたします。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 確かに、生きたお金の使い方が大事だと思っておりますが、私から見方からすれば、国体開催時にとどまるものでなく、ずっと使っていただいて初めて生きた金になるというふうに私は思っております。そういう意味で、国体を照準に合わせた考え方をとらなかったところがございます。いずれグリーンスタジアムと平鹿等がどうしても軸になるのかなと思っておりますので、余り長く期間を置かない中で、2つとも実現する予算というものを、何とか近い、ことしうちには無理かなと思えますが、何とかしたいものだなというふうには思っているところでございますが、国体には間に合わない可能性が高いということをご理解いただきたいと思えます。

田中敏雄 議長 建設部長。

佐藤賢一 建設部長 大変ありがとうございました。多分、今の議員の励ましは、私の後ろに職員を含めて300人の人がいるんです。その方々が多分感激するだろうと思えます。ぜひこの期間、気を抜かずに最後まで頑張ることを誓いたいと思えます。大変ありがとうございました。

田中敏雄 議長 これで一般質問を終了いたします。

報告第5号の上程、説明、質疑

田中敏雄 議長 日程第2、報告第5号専決処分の報告について報告を求めます。

小野教育次長。

小野順一 教育次長兼中央図書館長 ご苦労さんです。ただいま議題となりました報告第5号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法の規定によりまして、車の物損事故による損害賠償額を定めること及び和解に関することについて専決処分しましたので、報告するものでございます。

その内容であります、平成19年2月8日木曜日であります。午後2時ごろ、十文字西中学校の敷地内において発生した物損事故でございます。

被害者は、記載のとおりでございます。

概要は、中学2年生の理科の授業中、立体たこ揚げをしていた生徒が、たこを揚げようと糸を引いて走った際に、駐車場に駐車しておいた軽自家用車に衝突しまして、運転席側のフェンダーを損傷させてしまったというものであります。幸い、生徒にけがはありませんでした。

なお、損害賠償額は4万5,990円で、車両修理費用を全額保険で対応し、賠償しようとするものであります。

以上で報告とさせていただきます。

田中敏雄 議長 報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第5号の報告を終わります。

議案第94号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第3、議案第94号横手市行政財産使用料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第94号横手市行政財産使用料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

4ページをお開き願いたいと思います。

本案は、地方自治法に行政財産の目的外使用について規定されてあります条項が、第238条の4第4項から第238条の4第7項に変わったために、条例中の関係条項文を改めようとするものであります。

よろしく願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は、総務常任委員会に付託いたします。

請願・陳情委員会付託

田中敏雄 議長 日程第4、請願・陳情であります、お手元に配付いたしております文書表の所管の

委員会に付託いたします。

休会について

田中敏雄 議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明3月8日から3月19日までの12日間休会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、明3月8日から3月19日までの12日間休会することに決定いたしました。

3月20日は午前10時より本会議を開きます。

散会の宣告

田中敏雄 議長 本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 4時56分 散 会

